

四柱推命奧義秘傳錄

卷四

特116
59

~~255
593~~



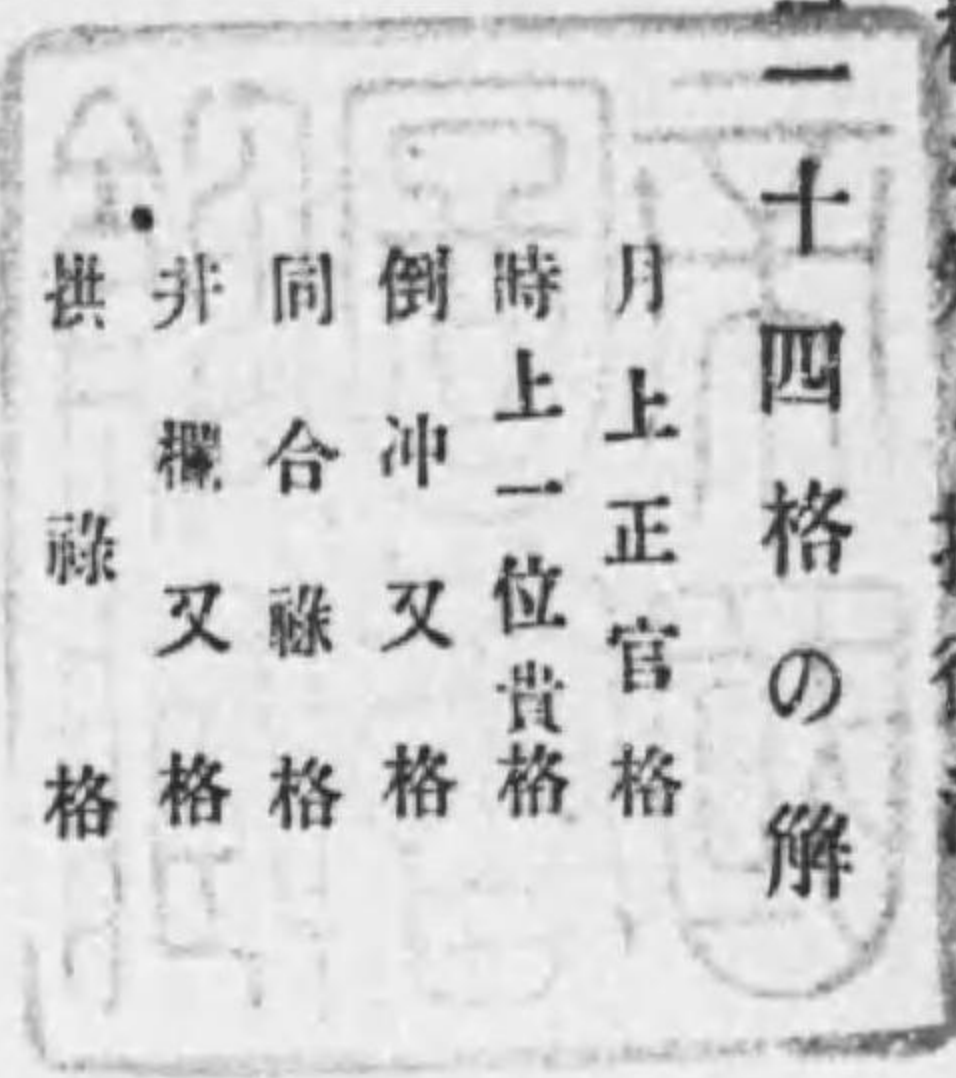
始



持116
59

四柱推命奥義秘傳錄卷四目次

格を知る捷徑法



十八格

六壬趨良格
 炎上格
 曲直格
 棄命從殺格
 挾丘格

六甲趨乾格
 潤下格
 日德秀氣格
 傷官帶殺格
 兩干不難格

勾陳得位格
 從革格
 福德格
 歲德扶殺格
 五行俱足格

玄武當權格
 稼穡格
 棄命從財格
 歲德扶財格

雜氣財官格
 飛天祿馬格
 乙巳鼠貴格
 子遙巳格
 歸祿格
 拱貴格

月上偏官格
 同飛天祿馬格
 六乙鼠貴格
 丑遙巳格
 六陰朝陽格
 月上印綬格

時上偏財格
 倒冲格
 合祿格
 壬騎龍背格
 刑合格
 雜氣印綬格

二十四格の解

1. 12. 26.

内交

運氣の解
 大運の解
 大運の繰方

運氣の算數法
餘數を取捨する場合

大運接木之圖

大運應用法

大運各種の解

正財偏財運

同注意

大運空亡

注意(大運觀察に付)

秘訣

歲運の解

年月に比肩劫財敗財ある者

年月に食神傷官ある者

年月に正財と偏官とある者

年月に印綬偏印ある者

十運の解

注意(命星觀察に付)

實例死期の豫言

同廢疾(多くは死去)の豫言

實

例

- | | | | |
|----------|----------|------------|----------|
| 其一 谷口源一郎 | 其二 東郷大將 | 其三 大山大將 | 其四 伊藤公爵 |
| 其五 西園寺侯爵 | 其六 副島伯爵 | 其七 大隈伯爵 | 其八 西郷侯爵 |
| 其九 三條公爵 | 其十 榎本子爵 | 其十一 山縣大將 | 其十二 福地櫻痴 |
| 其十三 森有禮 | 其十四 乃木大將 | 其十五 乃木大將夫人 | 其十六 菊池博士 |
| 其十七 袁世凱 | 其十八 清國皇帝 | | |

大運の秘訣

歲君の運

附 錄

性情論 疾病論

本書卷を複ぬること四、多岐亡羊にして古來秘幕の裡に匿かれたる學說の悉くを考證し、闡明し、解説し、得て終りを完ふするを得たるは、余の欣喜に禁じざる處、茲に改めて天の寵愛厚きを感謝し、大方諸君に充分研究を請ひ、偉大なる裨益を收斂せられ事を冀望して、歇まざる也、而して余は同好の諸君に向て最も忠實ならむことを努め、周匝精密を期せしため、原書淵海子平中の性情論及び疾病論を抄譯し、大なる過ちなきを信じて、卷端の附録とせり、幸ひに讀者の一察を博するを得ば、望外の俸せ也。

丙午春日

著者

四柱推命奥義秘傳錄卷四

長崎市天祥館 松本義亮著

格を知る捷徑法

○第一、四柱中に正官、偏官及び正財、偏財なき者は、格に依て吉神を見出すを目的としなければならぬ、假しや財官なくとも入格するを得ば却て無上の命となる

○第二、格を見るには四柱中財官印のなき者に限り、生日の干を見定め月日時との干支を見るのが先づ第一の早道である、故に兎に角生年月日を書出して一々格の部に照合する方何より便法にして且つ捷徑である

二十四格の解

○格とは胡そや、即ち資格を謂ふのである、本來人界に生を稟けて此世に出生する者は、萬物の靈長たる丈の資格を具備しなければ生産場裡

に起つと起たざるに論なく、人たるの本分を完ふすると能はずして、卑賤に陥り、禽獸相去る遠からざる境域に蠢動して、下劣の勞働に服する、或は短命にして希望空しく土と化する、若くは貧縷に逼まり、權利も義務も放棄して、憐みを道に乞ふ丐食兒となる、何れ人としての地位も權威も自由も果すと得ざる、可憐なる薄命者として終らなければならぬ、然れども生年月日の十干に歴然として財官印食等の吉星が配備せられたる者は、敢て格を覓むるの必要がない、若し如上の補佐する吉星なければ、是非とも強て格中に官星を探索しなければならぬ、以下其格を示す

○月上正官格

○月上に正官となる十二支あるを月上正官格と謂ふ、抑も財官印の吉星は月上にあるを最上の命とす、されば折角正官を有すると雖ども、刑冲又は傷官あれば福神魔神に尅破せられるの理にして、其威徳を傷害せられ、却て不幸の命となる故に、月上正官在て、刑冲若くは傷官あれば、官吏は累進するとなく、薄福にして、社會の用途乏ぼしく、權威從て墜ち、商工業者も發達の時期を得ず、其正官運に遇ふて、災害簇出し、窮苦險難の逆境に鬱々悶々生甲

妻なきを憾むに至るは命の然からしむる所、又た如何とも詮術なし

○月上に正官在て、刑冲傷官なき者は、大運正官の運、又た歳君正官年に遭遇するか、大歳君何れにもせよ、印綬の運に遭遇して、最大發達を遂げ、得意一たび至れば、千萬丈の波濤を、撼かす難からざる程の最大幸福を發す(官は印を生し、印は我れを生ずるが故に)

明治九年十二月十日 生	嘉永四年六月廿七日 生	明治六年十一月十日 生	明治五年二月十四日 生
年 丙子	年 辛亥	年 癸酉	年 壬申
月 庚子 <small>(子の分野中の癸水)正官となる</small>	月 乙未 <small>(未の土)壬(水)正官</small>	月 甲寅 <small>(寅中の甲木)己(土)正官、此命は正官に相するの至て、寅中甲寅と旺相す</small>	月 癸卯 <small>(卯の水)戊(土)正官となる</small>
日 丙辰	日 壬午	日 己巳	日 戊寅
時 乙未	時 乙巳	時 戊辰	時 丙辰

以上の例に由て、月上の十二支が生日の正官となる星あれば、正官格と見なければならぬ、則ち大運正官、運印綬の運が大吉となつて、至大の發達をなす、又歳君正官年印綬運に遇ふも、福祉を發す、若し大運印綬正官の運なければ、身旺の運に際會して、幸福來る(注意、身旺の生れは、正官印綬の運に會して、發達開運に赴く、何となれば財星は官星を主するの、官星を助ける、吾れを攻むる、其ときが故に、身弱の生れは印綬の運を吉とす、官は印綬を生じ、印綬は吾れを生ずるの理、又た身旺の運も大吉である)

雜氣財官格(四柱中に財官印星あれば格を用ひず)

○月上の十二支が辰戌丑未なる時は此格とす何となれば第三卷にも陳述するが如く辰戌丑未は四季の土用に位ひして季節の別かれ目なるが故に種々雜多の星が潜伏して居る假令ば戌の分野の中には辛金丁火戊土が潜伏し未の中には丁火乙木己土が潜伏し辰の中には乙木癸水戊土が蟄居し丑の中には癸水辛金己土潜在して居るの類である此四支にして月上に在るを雜氣格と稱ふ故に此四支の分野中に伏在する十干を見て正官となるか將た正財となるかを見なければならぬ設令ば甲の日の生れ月上に丑あれば丑中の辛金は甲の正官となり癸水は甲の印綬となり己土は甲の正財となる乃で丑の一字月上に在る許りにて財官印の三吉星悉く顔揃ひする次第である餘は順じて知るべし

○此格に遇ふ者は月令の支に刑冲あれば効力薄弱を免ぬがれず又た其支に刑冲ありとすれば四柱中に比肩の字あるを忌む刑冲なければ大運及び歳君比肩の運に遇ふて發達す譬ば甲の日の生れは大運寅の運に吉にして歳君は甲の歳に發達し其多くは財運に發達す

○雜記の格に入て刑冲なければ福あり壽あり卑賤に陥らず社會の順風に帆を揚げ好潮に乗じて盛名意に適し満足すべき徳を有する人である(注意 雜氣の命月上に丑の字あれば冲あるを吉とす、丑は天地の倉庫である、冲あれば穀を以て穀を閉くが如く天地の倉庫を開放するので財福發達に及ぶ)

慶應二年六月廿一日生

年 丙寅
 月 乙未 乙は戌の正官、未の中の乙又た正官、丁は戌の印綬となる
 日 戊申
 時 丙辰

年 壬子
 月 丁未 未の中の丁は庚の正官、乙は正財己は印綬
 日 庚戌
 時 壬午

年 辛亥
 月 乙未 未の中の己偏官、丁は財
 日 癸未
 時 辛酉

年 丙子
 月 辛丑
 日 丙戌
 時 辛卯

○月上偏官格 (四柱中偏官となる十干在れば用ひず)

○月上の十二支が偏官となる時は此格とす故に月支を偏官となす時は管月令許りに存在するを吉とす又た時と年とにあれば却て不吉の命とす何となれば身を尅すると酷だしきを以てなり

○此格ある者は偏官の大運に遇ふて發達開運に向かい歳君又は偏官年に幸福を發することとなる大運正官運歳君正官年に災厄起り殊に正官偏官復さなれば官殺混殺と謂て甚だ凶兆である若し此格に入る者にして四柱中正官あるは悪しきを免ぬがれぬ

○此格に遇ふ者月と年と冲するを甚だ忌む

○此格に入る者身旺の運に遇ふて大幸福を發し又た印綬の運に會するも福祉に浴するところが充分である然れども歳君冲の年に遇ふて厄災來る(注意 四柱中に此偏官を制伏する食神の星あれば大吉の命である、若し制伏する星なきは制伏の

大運又は食神年に幸運来る、但し四柱中は制伏の食神在て又其食神年に過れば却て凶兆である本来偏官は制伏の星なければ大發達を遂げがたし

年 丙子

月 庚子 子は陽の支丙は陽の干な

日 丙辰

時 乙未

年 庚辰

月 壬午 月上旬は陽庚又た陽な

日 庚寅

時 辛巳

年 丙寅

月 戊戌 壬は陽戌戌共に陽の支

日 壬午 年に上の寅在て制伏す

時 辛亥

年 己巳

月 癸酉 酉は陰乙も陰にして乙

日 乙巳 火酉の金を制伏するを

時 癸未

年 癸酉

月 甲子 子の水丙の偏官となる

日 丙申 此命年上に癸の正官ある故官多く凶にして食

時 辛卯

此格に入る者刑・冲なくして偏官を制伏する食神在て、四柱中に正官なければ、大發達して廣大無邊の幸福を發し、人生の窮苦を覺せずして恙なく適意の希望に達す

時上偏財格

○時上に而已偏財あるを謂ふのである、若し時上に偏財在て其上年月の中に正財偏財あるは却て凶兆とす、唯時上一位而已あるを最上の命とす

○時上偏財ある者四柱中に比肩あれば甚だ悪しく、又た劫財あるも大凶にして冲あるも醜だ宜しからず

○此格に遇ふ者正財偏財の大運に遇ふて大發達を遂ぐ、若し大運中に財星の運なければ

食神運に遇ふて開運す

年 戊辰

月 甲寅

日 丙寅

時 庚寅 時上庚丙の偏財

年 丙午

月 丁酉

日 乙卯

時 己卯 時己土乙木の偏財

年 庚午

月 丙戌

日 己丑

時 癸酉 時癸水己土の偏財

年 戊寅

月 甲子

日 己未

時 癸酉

年 丁卯

月 壬子

日 丙子

時 庚寅 庚金丙火の偏財

時上一位貴格

○時上而已に偏官あるを謂ふのである、若し年月に正官偏官あるは甚だ凶にして窮途に漂零し、難路に潦倒して、生涯苦境を脱するとなく、不幸の裡に快々として悲聲を揚げ嘆息するの外はないのである

○時上に限り偏官あるは至大の幸福を發し、能く社會の信用を受け、福祿豊饒にして權威備はり、卑賤に陥る患ひなし

○凡そ偏官は制伏する神、則ち食神となる干支が四柱の中に備はるを大吉とす、若し四柱中に制伏の星なければ制伏の大運に遇ふの時、或は歳君食神年に開運發達を爲す

○時上に偏官在て四柱中に制伏する星在れば偏官旺の運、則ち大運偏官の運、又た歳君偏官年に開運發達を爲す

○時上に偏官在て四柱の中に食神となる干支なければ、大運偏官の運、又た歳君偏官年に

至て非常の災難災難登湧登湧して、天に哭し地に哭し、嗟然嗟然として失望の淵に沈み、涙雨乾くに暇なく苦悶訴ふるに所なき大禍に遭遇するを免ぬがれないのである

○本來偏官は冲冲と羊羊及及を忌む、去れど時上偏官は冲冲も羊羊及及も更に忌むとなし

○時上偏官在る者大運歳君俱に身旺身旺の運に遇ふて開運に赴く

○時上偏官在る者は諸事嚴格に守りて撓撓まず磊落不羈磊落不羈にして小事に關せず大事に動せず、權威備はり資格を保ち、福壽兩全にして榮達多幸の命とす

年 癸未

年 丁巳

年 甲子

年 辛丑

年 庚亥

月 戊午

時上の庚申木の偏官

月 丁未

時上の壬水丙火の偏官

月 戊辰

時上の庚甲木の偏官

月 庚寅

時上の丙火の庚金の偏官

月 甲寅

時上の戊土壬水の偏官

日 甲子

日 丙辰

日 甲辰

日 庚戌

日 壬寅

時 庚午

時 壬辰

時 庚午

時 丙子

時 戊申

飛天祿馬格

○庚の日生れ四柱中に、子の字あるを謂ふ

○壬の日生れ四柱中に、子の字あるを謂ふ

○四柱中に正官偏官なき者は此格を用ゆ、若し庚の日の生れの人四柱中に子の字在れば、子は午を冲して、午中に潜伏する丁を引出し正官と爲す、故に四柱中に子の字多き程吉とす

○本來人に正官なければ資格なく、從て福德なく、乃で自己の四柱中に官星なければ勢ひ他の援助を求めて相當の資格を備へたきため、他より正官を引出して後後到者到者たらしむる次第である

○夫れで庚の日の生れにして子の字在れば、子の分野の中には壬がある、然るに筋向ふなる午の劃中に丁が潜伏して居る、此丁と壬は本來干合の質にして、換言すれば則ち夫婦である、故に子は午の劃に進入し、其女干たる丁を誘出し來て、公然同棲の姿となるから、其妻の質分たる丁火は取も直さず庚金の正官となりて、内助の功夫の資格を備ふるやうになる

○此格に入る者四柱中に丁の字午の字あれば此格とせず、又大運歳君印綬旺相財運に發達す

○壬の日の生れ四柱中に子の字あれば子は筋向ふなる午の劃中に突入し、其處に潜伏する己土を捕獲し來て壬の正官となすのである

○此格に入る者四柱中に己の字午の字あれば此格とせず

○此格の者大運午の運丑未の運又午の年に會して災害起る

○可食の命 飛天祿馬格に遇ふて時上に偏官在れば官星多きに失し、身を攻むると強烈なるを以て赤貧となる

○庚子壬子の日の生れの者は子を以て午を冲し官星を得るも若し四柱中に丑の字あれば丑は子を引留めて午を冲せしめず夫れで丑の字あれば此格とならず

年壬申

年辛未

年戊寅

年丙寅

年壬子

月壬子

子は午を冲し

月庚子

子は午を冲し丁を

月丁巳

子は午を冲し午中

月壬辰

子は午を冲し己を

月壬子

大吉

日庚子

丁を得て官星となす

日庚辰

得て官星となす

日壬子

の己を得て官星となす

日壬子

得て官星となす

日壬子

時辛巳

時甲申

時壬寅

時庚子

時壬寅

同飛天祿馬格

○辛の日癸の日の生れ四柱中に亥の字あるを謂ふ

○辛の日の生れ四柱中に亥の字あれば亥は巳を冲して巳の中の丙を引出し來て辛の正官となす

○癸の日の生れ四柱中に亥の字あれば巳の分野中の戌を引出し來て癸の正官となす四柱中に丑の字申の字あれば上乘とす(丑は巳酉丑の三合して辛金に旺相し力を添はす又た金は癸の印殺となる申は金の産地なり)

○亥は巳を冲するも戌の字あれば隣人忠告の姿となりて巳を冲しにやらず乃で忠告者たる戌あれば此格に入らず

○此格に入る者大運戌の運又歳君戌の年に厄難生ず

○辛の日の生れにして此格に入る時四柱中に丙の字又たは己字あれば此格を用ひず

○癸の日の生れにして此格に入る時四柱中に巳の字あれば格をなさず

○何れも大運巳の運又た歳君巳の年に大害來る

年庚子

年庚辰

年丁丑

年癸酉

月癸未

月己亥

月己酉

月癸亥

日癸亥

日癸酉

日辛亥

日癸酉

時癸亥

時辛酉

時己亥

時乙卯

○何れも大運印綬運又た財運を得て發達開運に赴むく身弱は旺運又吉とす

倒冲格

○丙の日の生れ四柱中に午の字あるを謂ふ

○四柱中に官星なき者此格を用ゆ丙の日の生れ四柱中に午の字あれば午は子を冲して子の中の癸を捕獲し來て正官となす

○此格に入る者四柱中に未の字あれば未は午に合して子を冲せしめず仍て此格とせず

○此格に入る者四柱中に子の字又た癸の字あれば酷だ悪しく大運子の運歳君癸の年に災禍到る

○此格の者は印綬の運及び財運を吉とす身弱は旺相又た吉とす

年	乙
月	庚
日	丙
時	己
年	卯
月	午
日	寅
時	丑

年	戊
月	戊
日	丙
時	己
年	寅
月	午
日	戌
時	丑

年	乙
月	戊
日	丙
時	己
年	丑
月	寅
日	午
時	丑

倒冲又格

○四柱中に正官偏官なきもの此格を用ゆ

○丁の日の生れにして四柱中に巳の字あるを言ふ

巳は自家の筋向ふなる亥中に進入す、而るに亥の分野の家族に壬がある、此壬は本來丁と合するので早く云ねば、丁なる

女子の本夫が亥中に潜伏して居る、故に此丁壬は前方より許嫁の仲であるから、廻り逢ふたが百年目、手に手を執りて引伴れ来るが則ち丁の本夫たる正官である

○如此次第ではあるが、若し四柱中に辰の字あれば巳を引止めて冲せしめず、乃て辰あれば此格とせず

○又た四柱中は壬の字、亥の字あれば格を求むるの必要なし

○此格大運亥の運、歳君壬の年、又た辰の年を大凶とす

○大運印綬の運、又た旺相運大吉にして、歳君甲乙の年及び丙丁の年吉とす

年	丁
月	甲
日	丁
時	乙
年	未
月	午
日	巳
時	巳

年	己
月	庚
日	丁
時	丁
年	巳
月	戌
日	巳
時	巳

年	辛
月	乙
日	丁
時	己
年	未
月	巳
日	巳
時	丑

乙巳鼠貴格

○乙の日の生れ時上に丙子あるを謂ひ、是亦た四柱中に官星なきを言ふ

○此格に遇ふ者四柱中に庚辛申酉の干支則ち乙の正官偏官となる字あれば此格とせず

大運申酉の運、歳君庚辛の年に遇ふて厄災起る

年	甲
月	丁
日	乙
時	丙
年	子
月	卯
日	未
時	子

年	癸
月	壬
日	乙
時	丙
年	酉
月	戌
日	未
時	子

酉あるを以て此格とせず

年	壬
月	癸
日	乙
時	丙
年	寅
月	卯
日	卯
時	子

○此格丑の大運、又た丑年に凶にして身旺の大運を吉とす

六乙鼠貴格

○乙の日の生れにして四柱中に子の字あるを謂ふ
 ○此格は乙の日の生れにして四柱中に正官偏官なく正財偏財なき者に限り用ゆ
 ○註譯乙は本來庚を正官となす夫れで四柱中に子あれば子は巳に暗合す子の分野の中の癸が巳の中の戊と合す巳は申と刑合である則ち巳申に合して庚を起し則ち乙の正官となる
 ○此格時上子の字あれば甚だ凶
 ○亥の字卯の字あれば吉とす(亥未三合して乙木に力を添ゆるが故なり)
 ○此格午の字あれば子を冲するを以て凶とす又た戌辰の土あれば子を尅するが故に凶とす
 ○此命大運申酉の運歳君庚辛の年に遇ふて凶とす
 ○此格身旺の運印綬の運を吉とす

合祿格

○戊の日の生れにして時上に庚申あるを謂ふ
 ○註譯本來戊土は乙木を以て官星とす夫れで時上に庚あれば庚は乙と合して妻となす假令四柱中に乙の字あるにせよなきにせよ庚は乙を暗中より引出し來て戊の正官となす引力を有して居る

○此格に入る者四柱中に甲乙の字在れば強て格を求むるの必要なし又た丙の字巳の字を忌む丙は庚を破り巳は申を刑す
 ○此格に入る者大運巳の運歳君巳の年を凶とす
 ○大運亥子の運歳君壬の年或は旺相年に幸福を發す
 ○此格の人にして四柱中に印綬もなく正官偏官もなければ秋冬の生れに限り福祿を得之れに反し春夏の生れは宜しからず

年 丙 戌	年 庚 午	年 丙 子	年 丁 巳	年 己 丑
月 辛 丑	月 壬 午	月 丁 酉	月 辛 亥	月 辛 未
日 戊 子	日 戊 寅	日 戊 戌	日 戊 辰	日 戊 申
時 庚 申	時 庚 申	時 庚 申	時 庚 申	時 庚 申

同合祿格

○癸の日に生れ時上庚申あるを謂ふ
 ○此格は己申合するが故に同伴して離反せず故に時上の申は巳を牽引して巳中の戊土が癸の正官となる

○此格の人にして四柱中に戌の字あれば正官復なるが故に大凶とす又た巳の字は申を刑するが故に凶となる且つ四柱中の丙の字庚の字申の字を尅傷するので此格とせず
○此格の生れ巳午の運歳君丙の年巳の年大凶
○大運亥子の運歳君壬癸の年大吉

年 壬 戌
月 乙 丑
日 癸 酉
時 庚 申

年 乙 未
月 癸 酉
日 癸 未
時 庚 申

年 壬 午
月 庚 戌
日 癸 丑
時 庚 申

子遙巳格

○甲子の日の生れ時上に亦た甲子あるを謂ふ
○此格は甲子の日の生れにして時上に甲子あり四柱中に官星なき者に限り用ゆ
○偕て子の分野の中に癸ありて巳の中の戌と合す夫れで常に巳と子とは暗々裡に干合して離背せず隠然默契して提携するとなる
○子中の癸巳中の戌と合し其求心力を以て巳を牽引するのであるが巳の分野中には其外に潜伏する丙の星がある此丙は戌が癸と結合したので自己も亦た辛と結合して同席

して居る茲に於て子の中の癸が巳の中の戌と會合する許にて巳の中の丙が辛を引出すやうになる此辛が則ち酉である夫れで巳と酉と集り來つて更に丑を引出し巳酉丑の三合金局が昂然一黨を起すの次第となる此三合金局は取も直さず甲木の正官となるので此質貴き理である

○此格に入る者は正官の運に遇ふて幸運に向ふ
○此格にして四柱中に庚辛の字又は申酉の字あれば却て凶なるを免ぬがれず何となれば同臭味の一黨三合金局を爲すに拘はらず又た複ねて官星在るが故甲を尅破すると甚だしき理である

○此格の命にして四柱中に丑の字あれば丑と子と支合するが故に丑の爲めに子は其自由を檢束せられ遂ひに格の價値を得ざるに至る
○又た四柱中に午の字あれば子を冲するが故に此格とならず
○四柱中に一字たりとも庚辛申酉の字あれば大ひに忌む
○此格の者大運正官運酉の運又た印綬運子の運歳君壬癸の年に會して幸福を發す

年 丁 亥
月 甲 寅
日 甲 子
時 甲 子

年 丙 寅
月 壬 申
日 甲 子
時 甲 子

丑遙巳格

○辛丑 此二日の生れにして四柱中に丑の字あるを此格とす
 ○癸丑 此二日の生れにして四柱中に丑の字あるを此格とす
 ○丑中に辛ありて巳の中の丙と合す
 ○丑中に癸ありて巳の中の戊と合す
 ○此格にして丑の字あれば癸辛俱に巳の中の丙戊と合するので丑の魔力が巳を魅し、自然離間し能はざる情合となる、恰も無意識の裡に、花の雌雄両蕊しめしめが合接して實なる者を結ぶの理と髣髴して居る
 ○此格四柱中に子の字あれば丑と合するが故に、丑は進退の自由を失ない此格とならず
 ○此格四柱中に申の字酉の字あるを大吉とす、如何となれば申は巳と合し、酉は巳と三合し、巳を動かさなくなつて、丑と結合せぬば行道なく、茲に於て辛の日の生れは己の中の丙と合して正官となり、癸の日の生れは巳中の戊と合して正官を得ることとなる
 ○辛丑の日の生れ、四柱中に丙丁巳午の字あれば格を用ひず、又た子の字あれば此格とならず
 ○癸丑の日の生れ、四柱中に戊己の字巳の字あれば此格とせず
 ○癸の日の生れ、四柱中に丁の字あれば格を破ぶるととなる、何となれば丁は子の中の壬と合して子を誘引し、子は又た丑を引止めて、其丑勢力を失ふ

○四柱中に全く官星なきもの而已此格を用ゆ

年	壬	申	年	乙	亥	年	甲	申	年	乙	丑
月	癸	丑	月	壬	午	月	壬	申	月	辛	巳
日	癸	丑	日	癸	丑	日	辛	丑	日	辛	丑
時	癸	丑	時	癸	丑	時	辛	丑	時	庚	寅

壬騎龍背格

○壬の日の生れにして辰多きを謂ふ
 ○壬の日の生れにして寅多きを謂ふ
 ○壬の日の生れ辰多きは身上榮達して貴顯の地位に進む
 ○壬の日の生れ寅多きは福祿聚中して富豪の位地に達す
 ○壬の辰多きは辰戌を冲して、戌の分野中に伏在する丁を釣り出し、壬と合して正財となす、故に戌中の戌は又た壬の偏官となり、戌中の辛は印綬となる、去れば戌中の財官印の吉星悉く我が有に歸し働らきをなす、又た戌土は壬の官星となつて資格を與ふ、辛金は壬水の母星となつて仁義を守らしめ、尙ほ壽命を與ふ、丁火は壬の財となり、其妻星となりて福祿を起す

○壬の日の生れ寅の字多きは富豪となる、如何となれば寅は三合寅午戌を起すの元素である、則ち午の火は寅に生れ午に至て帝旺となり戌に隠退して死することとなる、一例を掲ぐれば、草莽の間に生まれ、一躍匹夫の境を脱して國臣となり功成り名遂げて後ち退隠し終ひに身死するが如きである、夫れで寅あれば午を牽引して、壬の正財となし、戌を引出して壬の官星となすので、寅の字多きだけ福祿厚し、則ち寅中の丙午中の丙丁戌中の丁此等悉く壬の財となつて働らきをなし、幸運を生し多福を起す

○此格の者、四柱中に寅午戌の三合あれば幸福を生ず

○壬辰の日の生れにして年時上に寅の字多きは、午の財を引出すが故に富むと太だし

○壬寅の日の生れ年、月、時、上に辰多きは其身貴きも福薄すし

年	辛	酉	年	丙	寅	年	壬	寅	年	壬	寅	年	庚	寅
月	壬	辰	月	壬	子	月	壬	寅	月	壬	寅	月	甲	寅
日	壬	辰	日	壬	辰	日	壬	辰	日	壬	辰	日	壬	辰
時	壬	寅	時	壬	辰	時	壬	辰	時	壬	辰	時	壬	辰

井欄格

○四柱中に申子辰の三星あるを此格とす、殊に庚申庚子庚辰の如く天干が皆庚なる時は

更に大吉とす、若し生日は庚にして年月時に戌の字あるも亦た良好とす、戌申戌子戌辰何れにもせよ申子辰の三合四柱中に備はれば此格に入る

○此格時上に丙あれば甚だ凶

○若時上申あれば此格とならず

○此格三合水より寅午戌火の三合を冲するので格をなす(子冲申 申冲辰 辰冲戌)

○庚の日の生れ三合中の子より午を冲し、午の中の丁火を正官となし、午中の己土を印綬となすので貴しとす

○三合の中申は寅と冲して寅中の甲を捕獲し來て庚の財となす、戌中の辛は庚の妹分にして寅中の丙は庚の偏官である、此丙辛干合するので則ち敗財偏官の干合となりて大いに福を起す、此は是れ惡星變じて良星となるの説である、何となれば財官印の吉星を生擡するからである

○此格を得る者四柱中に丙の字又は巳の字、或は寅午戌の字あれば大いに忌む、如何となれば復ねて官星に遇ふので凶となる、故に此等の支を有する者は災害四邊より起りて薄倖免ぬがれがたき數奇の命である

○此格の生れにして寅卯辰の大運に際會すれば福祿を發す、又た午の運未の運に發達をなす、然れども歳君丙丁の年巳の年に遇ふて凶惡を免ぬがれず

同格

○戊子の日の生れ及び丙辰の日の生れも亦た此格とす

○井欄格を得る者にして生日(戊子)の日とすれば命中の申は寅を冲し、寅中の甲木戊の偏官となる。子は午を中し、午中の丁は戊の印綬となり、三合の水は戊の財星となる。之れで財官印の顔揃ひが出来るのである

○丙の日の生れにして此格を得れば、子中の癸水は丙の官にして寅中の丙の印となり、申中の庚金丙の財星となる。之れで財官印の吉星が列坐着席して芽出度良運を産み出すのである

○大運歳君前同断

歸祿格

○生れたる時に建祿あるを此格とす

○甲の日の生れ時上に寅あるの類、又乙の日生れ時上卯の字あるの類を謂ふ

○四柱中に正官偏官なき者此格を用ゆ。若四柱中に官星あれば此格を用ひるとなし、此格にして冲あらんか酷だ凶にして福を遠ざけ悪を導くことなる

○大運は身旺の運、食神傷官の運、歳君旺相年、食神傷官年に發達開運に向ふ

○此格に遇ふ者六忌を大凶とす。六忌とは一に(冲刑)二に(合)三に(倒食偏印)四に(正官偏官)五に(比肩)則ち月日の同干(六に年月同于支なるを謂ふ)

以上の六忌に遇ふは此格とせず、尙ほ六忌の中一忌にても出現するとあれば吉ならず

○此格に遇ふ者福祿多く又福徳多し

六陰朝陽格 (此格至大の富貴となる)

○辛の日の生れ時上に戊子あるを謂ふ

○辛の日の生れ時上子の字ありて、子中の癸巳の中の戊と合す、換言すれば巳の中の戊は子の中の癸と合す、夫れで子は巳を釣り出す磁氣がある。茲に於て巳中の丙も電力を起し、辛の日干と合して陰陽相合し正官となる。茲に至て官印兩全の命を作る(戊は辛の印綬)

(丙は辛の正官)

○此格に遇ふ者は宏大無邊の幸福を發して功名利達を得、世人に欽慕せられ、官途に就かば陞進速やく、實業界に立てば成功著しく、兎に角上流に頭角を顯はす發達の命である

○大運申酉戌の秋に至て大發展をなす、辰は印綬運申酉運、歳君戊己の年、庚辛の年に福祉至る。若し西方の大運申酉戌なき生れは寅卯の財運亦た吉とす、之れ財は官を生ずるの理なればなり、又辰の運は印綬となつて良好なり

○亥子丑は北方運なるが故に則ち傷官運となつて大凶とす

○巳午未は火の運、則ち官星殺なるの理にして大凶とす、故に四柱中の大運にして此運あれば不幸續出し、父母を喪ない妻子を倒をし、或は損失病難間断なく至て、恰も海中に立てる巨巖の怒濤に包まる如き、渺なき悲境に陥る

年己卯
月辛未
日辛酉
時戊子

年辛未
月辛丑
日辛丑
時戊子

年乙亥
月乙酉
日辛丑
時戊子

年己卯
月戊辰
日辛卯
時戊子

年戊辰
月辛酉
日辛亥
時戊子
四柱中に丑の字あれば子と合するので格とせず

刑合格

○癸の日の生れにして時上に甲寅あるを謂ふ
 ○寅は巳を刑し、巳の分野中に戌ありて癸生の正官となる
 ○此格飛天祿馬の格と同一にして冲と刑との差異ある而已
 ○細譯すれば癸の女干夫なし、夫れで家人の寅は巳の宅に侵入して戌土を生擒し來り癸と妻やはし夫婦となす之れが則ち戌癸の干合である而して戌は癸の正官となる
 ○此格を得る者四柱中に戌己の官星あれば格を用ゆるの必要なし
 ○此格の者四柱中に庚の字申の字あれば寅を破るが故に冲して官星を捕ふるの勇氣なし
 ○大運申の運歳君庚の年又申年に運を傷ひ逆境に沈溺す
 ○大運寅の運子の運は頗る良好にして歳君壬癸の年亦た開運の樂境に入る
 (注意旺相中にも大運亥の運に遭遇すれば亥と寅と合するので寅は巳を刑するを忌みて

格を失ふ

年丙戌
月甲午
日癸亥
時甲寅

年癸酉
月癸亥
日癸卯
時甲寅

年壬寅
月癸卯
日癸酉
時甲寅

年丁亥
月丁卯
日癸卯
時甲寅

拱祿格

○此格は両方より建祿を挟さむを謂ふ
 ○此格六十干支の内に唯五日あるのみ
 ○丁巳の日の生れ年月時に丁未あるが如きは此格とす、如何となれば丁より午が建祿に當る、夫れで未と巳との間に午の字を挟むの類である
 ○己未の日の生れ年月時に己巳あれば巳と未とで午を挟む己より午は則ち建祿なり
 ○戊辰の日の生れ年月時に戊午あれば辰と午とで巳を挟む巳は則ち戌の建祿なり
 ○癸丑の日の生れ年月時に癸亥あれば亥と丑とで子を挟む丑は則ち子に癸の建祿なり
 ○癸亥の日の生れ年月時に癸丑あれば丑と亥とで子を挟む丑は則ち子に癸の建祿なり
 ○此格に遇ふ者は填實を忌む、填實とは其建祿に當る地支に遇ふを忌むの謂ひである、假令ば丁巳の日の生れ四柱中に未あれば午を挟んで建祿となる、是れに大運歳君俱に午に

遇ふを填實と言ふて其で凶とす、祿獲さなれば災害を讓す、則ち餘るは足らざるの基ひではあるまいか

○此格時ど日との間に建祿となる支を冲する者四柱中にあるを忌む、譬へば丁巳の日の生れ時上に未あれば、未と巳との間に午を挟んで丁の建祿となす、四柱中に子の字あれば午則ち建祿を冲する事となる

○此格の生れ四柱中に偏官あれば、又大凶とす、何となれば建祿を起すの勇氣なし、若し偏官あれば挾祿とせず主として其偏官に注意を拂はなければならぬ

○此格の者大運偏官の運歳君偏官年に凶變興り、意想外の不幸に墜落す
○日と時とで建祿を挾さむ場合、時空亡に遇ふ者は盛衰酷だしく、一たび發達を見るも其運終れば大敗を來し、淵瀨定めぬ人の身の、語るもつらき事ながら運命盡きぬる日や來ると、嘆げかざるを得ざる逆境に陥るを免ぬかれぬ

○大運歳君、印綬の運に多くは發達す、尤も四柱全体の組織を見究めて運を起算するが上乘の策である

拱貴格

○此格日と時とで貴人を拱するを謂ふので其拱する支則ち貴人である

○甲寅日甲子時……丑を挟んで丑中の辛甲の正官

○壬子日壬寅時……丑を挟んで丑中の己土の正官

○甲申日戊戌時……酉を挟んで酉中の辛甲の正官

○戊申日戊午時……未を挟んで未中の乙戊の正官

○乙未日乙酉時……申を挟んで申中の庚乙の正官

○辛丑日辛卯時……寅を挟んで寅中の丙辛の正官

○如上の六日が此格にて日時の中に挾さむ支を貴人と名付けて、早く言へば其挾さむ支の分野の中に、正官が潜伏するを言ふのである、假令ば甲寅の日甲子の時なれば丑を挟んで貴人となす、其丑中の辛金甲の正官とするの類である

○此格填實を忌む、填實とは其挾さむ地支に遇ふを忌むので、譬へば甲寅の日、甲子の時の命、寅子の間に丑を挾さむので、大運歳君俱に丑の運に遭遇するを嫌ふのである

○次に日時の中に刑冲あるを太だ忌む

○此格の者四柱中に官星あり、冲あり、偏官あるを頗る忌む若し官星及び冲刑あれば、此格を適用するを得ず

○純然たる此格の者は、大運歳君と俱に印綬の運及び財運を吉とす、身弱は旺相運又吉とす

月上印綬格

○此格月上の地支中に印綬あるを謂ふ

○此格に遇ふ者四柱中に正官偏官あるを良好とす、如何となれば官は印を生じ印は吾れを生ず、故に兩々相俟て次第相生となり大吉とす

○此格四柱中に正官あれば、身旺の生れは大發達を遂ぐ、又た身弱の生れは印綬の運、旺相運に大發達を爲す

○此格の生れ、四柱中に正財偏財あれば吉とせず、如何となれば財は印綬を破るが故なり、又た大運も財運は同斷である

○印綬、死絶に遇はば不幸の人に於て生涯發達鈍ふく薄俸の域を脱する能はず、本來印綬は何れにあるも死絶に遇ふを忌むのである

年	甲戌	年	戊辰	年	己卯	年	壬辰	年	乙亥
月	壬申 <small>申中の庚印綬</small>	月	甲寅 <small>寅中の甲印綬</small>	月	丁卯 <small>卯中の乙印綬</small>	月	癸卯 <small>卯中の乙印綬</small>	月	己丑 <small>丑中の己印綬</small>
日	癸卯	日	丁卯	日	丙申	日	丙辰	日	庚寅
時	癸亥	時	乙巳	時	壬辰	時	甲午	時	辛巳

雜氣印綬格

○辰、戌、丑、未の月に生れて此四支の分野中に潜伏する星が印綬となるを此格とす

○此格に遇ふ者大運、正官運、歲君正官年に開運す、正財、偏財運は太だ凶とす、如何となれば官は印綬を生じ、印綬は吾れを生じて次第相生となる、財運は印綬を破るが故に凶惡とす

年	戊寅	年	庚寅	年	丙寅	年	丁巳	年	乙亥
月	乙丑 <small>丑中の癸印綬</small>	月	庚辰 <small>辰中の庚印綬</small>	月	壬辰 <small>辰中の乙印綬</small>	月	丁未 <small>未中の丁印綬</small>	月	丙戌 <small>戌中の丙印綬</small>
日	甲辰	日	甲申	日	丙子	日	丙辰	日	辛未
時	丁卯	時	戊辰	時	辛丑	時	癸巳	時	辛卯

(以下十八格)

六壬趨良格

○壬の日の生れ四柱中に寅の字多きを謂ふ

○壬の日の生れ四柱中に寅の字あれば寅の分野中の甲木は己と合して夫婦となる、此甲の妻たる己土は壬の正官となる

○寅中の丙は辛と合して此辛は壬の印綬となる之れにて官印兩全の命となつて貴し

○此格の者四柱中に申の字在れば寅を衝して破ふるが故に甚だ忌む

○此格財官俱に填寫を忌む、寅中の甲己を迎えて壬の正官となす、而るに又た四柱中に己土あれば官星複さなりて自己を尅すると甚だしきを以て大凶とす、大運丑未に遭遇し歳

君己の年に際會して運を傷ない逆境に落つ
○又寅中の丙は壬の財星となる、夫れで復ねて四柱中に午の字あるか、若くは大運己の運歳君丙の年に凶事起る

○此格の生にして身旺なるは富貴となる、大運歳君身旺に會して發達開運す
○此格四柱中に亥の字あれば亥は寅と合するので格を興さず、假しや亥字なき四柱と雖とも大運亥の運歳君亥の年又申の歳に凶事湧出して不幸を怨嗟することとなる
○此格の生れ月上に亥の字あれば、生涯貧命とす、志望多く畫餅に屬し不幸の裡に踟躕す

六甲趨乾格

○四柱中に亥の字多きを此格とす

○甲は寅を建祿とす、而るに四柱中に亥の字あれば、亥は寅を合するので、亥は自然自己の求心力を以て寅を牽引し其寅は則ち甲の建祿である

○此格の者己の字を忌む、亥と巳と沖して、亥寅の合を離散するので亥は寅と合するを得ず

○此格の者、巳の字、寅の字、大運歳君俱に遭遇するを大凶とす、又正財の歳君及び大運丑未に遭遇すれば其水を破傷するので甚だ凶とす

○此格に入る者は天賦の幸福に浴して、家運の隆盛を來し、柏檜ちやくく轟々天を摩するの勢ひ備

はる如くし、斯く榮達の運勢を有して居る、さはれ四柱中亥の字多ければ福神之れを厭ふて逃避するの恐れあり

勾陳得位格

○戌辰の日○戊子の日○戊申の日(此日の生れ申子辰の三字四柱に在りて水局を爲すを云ふ)

○己卯の日○己亥の日○己未の日(此日の生れ四柱中に亥卯未の三字あるを此格とす)

○此格に遇ふ者、身上至て尊く、貴顯となり、富豪となり慈善陰德に富み、仁義道德を守り間然する處なき高貴の命とす

○若し四柱中に沖、刑あれば貴を變じて凶となす

○此格の生れにして身旺の者は頗る幸運なり、若し身弱なれば印綬あるを以て可とす

○大運身旺の運印綬の運に幸福を發す

玄武當權格

○壬寅の日○壬午の日○壬戌の日(此日の生れ四柱中に寅午戌の字ありて火局を結ぶを此格とす)

○癸未の日○癸丑の日(此日の生れは前同斷にして四柱中に寅午戌の火局ありて財星となるを云ふ)

○此格に遭遇する者、四柱中に沖のれば宜しからず、又子の字、申の字、辰の字ありて寅午戌を沖し破るを離だ忌む

○此格を得て冲破なければ至大の福德あり、其性温和にして才智に富み、禮節を重んじ、權

威備はり、上下の信用厚くして、生涯を歡樂の裡に送り、惡魔の侵害を受けずして、福壽遍満なる多幸至福の命である、此命ある者は顔色赭黒あかぐろを帯ぶ

○此命大運歲君俱に冲に遇ふ時災害起る

○大運運歲君身旺の運印綬の運に遇ふを吉とす

炎上格

○丙の日の生れ四柱中に寅午戌の火局あるか、若くは巳午未、南方の星而已顯はれるは此格とす

○此命大運亥子の運歲君壬癸の水運に遇ふて災厄起る、大運寅卯の運、歲君甲乙の木星に遇ふて開運發達に赴む、巳午の大運丙丁の歲君則ち身旺の運も大吉とす

年	丙	午
月	丙	寅
日	丙	戌
時	辛	酉

三合火局

年	丙	寅
月	戊	戌
日	丙	午
時	癸	卯

三合火局

年	庚	戌
月	丙	午
日	丙	寅
時	辛	酉

三合火局

潤下格

○壬の日の生れ四柱中(申子辰水局、亥子丑北方の星)此兩位を此格とす

○此格に遇ふ者大運申酉の運、歲君庚辛の運に遭遇して發達開運をなす

○大運己午未、歲君丙丁己此南方の運、大凶とす又寅卯辰の運、歲君甲乙の年に凶とす

○此格に遇ふ者は多福にして無邊の徳を有す、其性端正にして毫も仁義を破らず、胸底常に洒々として、心意高潔、至て貴顯の命にして、社會の崇敬を受け、世路の蹉跌つまつまを來さず、人界の風濤に會せざる無難褻福ていふくの命とす

年	壬	申
月	辛	亥
日	壬	戌
時	壬	子

年	庚	子
月	庚	辰
日	壬	申
時	辛	亥

三合水局

如斯西方の星と北方の星而已あれば其徳宏大にして肥瘠なく終生福祉を逸せざるの命とす

從革格

○庚辛の日の生れ四柱中己酉丑の金局あるか、若くは申酉戌の三星あるか、何れにするも西方の星而已あるを此格とす

○此格を得る者四柱中に己午の字、又丙丁の字あれば不良にして格を用ひず

○大運己午未の南方の運に遇ふて災害起る、申酉戌西方の運に遇ふて幸福を發す、歲君丙

丁の年に難運に陥り庚辛の年に發達開運す

○此命四柱中に亥卯未三合木局あれば(金木間革)と謂ふ

○此命四柱中に冲と刑とに遇ふを酷だ忌む大運歳君冲刑するを忌む又歳君墓に入て忌

○此格を得る者申酉戌の三字四柱中に全備する時に月上辰戌丑未の土ありて庚辛の印

綬となり格を生ずるの命なれば無限の福德を得ることができ

○大運印綬の運旺相申酉戌の運歳君庚辛戌己の年に開運幸福に向ふ

年	戊	戌
月	辛	丑
日	庚	申
時	辛	巳

己酉丑三
合金局

年	辛	酉
月	戌	戌
日	庚	申
時	辛	巳

年	辛	丑
月	辛	丑
日	辛	丑
時	辛	巳

稼穡格

○戊己の日の生れ四柱中に辰戌丑未全備するを此格とす

○大運巳午未又は申酉戌總べて南方西方の運に遭遇して發達開運に赴き歳君丙丁戊

己庚辛の年に開運を迎えて幸福を發す

○此格假令癸の字あるも災害なし却て財となつて福多し

○亥子丑北方寅卯辰東方の大運大凶とす歳君壬癸甲乙の年に凶事起る

○此格を得る者四柱中に壬の字甲乙の字寅卯の字あれば格を用ひず

○此格に遭遇する者年月時に戊己の字多きは頗る吉とす

○本來此格を得る者は其質正直にして不正の行爲更になく自然の福德を其身に保有す

るを以て爲すと悉く圖にあたり行ふと總て人道を脱れず無上の幸福無限の嘉祥を得社

會の尊重を蒙り窮苦困厄の憂ひなく終世を樂境に送るの命とす

年	戊	辰
月	己	未
日	己	丑
時	甲	戌

此命時上甲
木在て凶

年	戊	戌
月	己	未
日	戊	辰
時	癸	丑

吉

曲直格(一名仁壽格 又た善龍格)

○甲乙の生れにして四柱中に亥卯未の木局あるか若くは寅卯辰東方の星全備するを此格とす

○此格を得る者は慈善心豊饒にして道德を恪守し殊に憐愍の情深く能く扶け能く救ひ其徳禽獸草木に及ぶと謂ふも敢て過言にあらざ若し例し得べくんば佛家の所謂菩提薩

多の化身とでも評すべきであらふ

○大運亥子の運又寅卯の運歳君壬癸年甲乙の年に幸福發達を來す
○大運申酉歳君庚辛の年に厄災起る

年	丁卯	年	乙卯	年	甲寅	年	甲寅
月	丁未	月	癸未	月	丁卯	月	丁卯
日	乙未	日	乙亥	日	甲辰	日	乙未
時	丁亥	時	丙子	時	丙寅	時	丙子

三合木局
三合木局
皆方東
三合木局

日德秀氣格

○乙の干四柱中に三つまであつて地支巳酉丑の三合金局あるを謂ふ○又丙子の日○壬子の日○辛卯の日○丁酉の日の四日も此格もす

○此格に遇ふ者は福壽俱に完ふする事が出来る去れど四柱全躰の悪しきは酷だ凶にして且つ四柱中に冲刑あれば大ひなる不幸を免ぬがれない

○大運より年月を冲刑する時又歳冲刑に遇ふて凶事あり

○大運歳君印綬の運を吉とす

福德格

○乙丁己辛癸の此の五千に巳酉丑の三合悉く完備するを此格とす

年	乙巳	年	丁巳	年	己巳	年	辛巳	年	癸巳
月	乙酉	月	丁酉	月	己酉	月	辛酉	月	癸酉
日	乙丑	日	丁丑	日	己丑	日	辛丑	日	癸丑

○前表の如く同干に巳酉丑全備すれば此格とす

○此格に遇ふ者福祉ありいのちあはれ又仁義を完ふするを得べしと雖も四柱中に冲刑あれば酷だ凶なり

○大運より年月日を冲するか若くは刑するとあればわざわい妖災あり歳君年月を冲刑するを厭悪す

○大運歳君俱に身旺の運に吉とす

棄命從財格

○此格四柱中に正財偏財而已ありて自己の力言ふ及ばざるを此格とす

○設令は甲乙の日は四柱中辰戌丑未の財星ありて傷尅する者なく太だ旺んにして四柱中に其日干を生ずる印綬なければ自己言ふ財に當るの力消失して進退谷まり終ひに邪の窮りとなる

抑も財星は吾より尅するの星である、甲乙日の生れにして戊己辰戌丑未の土は則ち財星となる、此財は自己に於て制伏するの力なければ、資財を得る事が出来なくなる、一例を掲ぐれば富豪の子弟にして其相續者たる者が身躰羸弱なるか、或は昏愚にして、祖先傳來の財産を維持し増殖するの能力なく、外難を怖れては保護を親戚に托し、さなくば他人の甘言に乗せられて出資し、若くは酒色の費に充て、果ては親族に横領せられ、他人に騙取せられ、自己蕩盡して、賣家と唐様で書く三代目の零落を來たして、昨日人を使役せし身の、今日は人に使備せられ、天に踴し地に躑し、心ある者をして其末路に惻隱の情を起さしむるは轉變繁き浮世の状態ではないか、財星亦た此の理に泄れず、制伏の力なければ他に漏洩するを免ぬがれぬ

然れども、あまり其財多額なれば、賢婦争そひ來て妻となり、躬自から家政を掌握して一家を統治し、其衰敗を防ぐが如く、財星多きは財星の力を得て、命を棄て財に従ふの格とはなる

○此格を得る者は配偶に據て家政を爲すので、常に妻を崇尊する稟質である、所謂嫡大將の家庭は此等であらふ、財星は妻星なるが故に妻の威勢強よしとす

○大運、食神、傷官の運、歳君、傷官、食神年、又た大運正財、偏財運、歳君正財、偏財年に幸運至る

○此格ある者は義侠心に富み、癡癡強よければ、間々失敗を招くとあるを以て注意を要す、去れども多くは温和の質ちである

棄命從殺格

○地支三合して偏官となり、其偏官甚だ旺んにして勢力強く、四柱中に偏官を制伏するの星もなければ、吾れを生ずる印綬もなきを此格とす

○又た正財、偏財ありて偏官を生じ、偏官益々勢力を増加するを謂ふ

○又た四柱中に天干地支に偏官多く、其偏官を制伏する食神、傷官なきを此格とす

○前述の如く四柱中に偏官多くして制伏なきか、或は偏官旺んにして拮抗すると能はざるの命は、詮方なく其身を放抛して殺に従はねばならぬ、何となれば其身、日干抵抗なきため逃げ出したきは山々なれど、年月時の干支をはなれて日干獨り退去すると叶はず、已むなく低頭平身して降を乞ひ、自己の特質を捨て、意志を枉げて以て、其身命の安全を計らねばならぬ、茲に於てか日干は憐みを覓めて曰く、此身羸弱孤立にして抗力なし、此上は從容典刑に就き、管卿等の處置に服せんと、心を翻るし意を矯め膝下に涕泣するを看ては、偏官の強敵も慙憐の情油然而として起り、汝も祖先を一つにし血を同ふする同族、如何でか弱きを蔑どり挫くべき、強きを撃つが勇士の常ひ、去らば汝は今より内を治めよ、我等進んで外敵に當り、數多の財寶を獲て汝に與ふべしと、此に至れば醒き凄風影を匿くして一家團圓、春風徐ろに室に満ち、和氣藹々として清福長へに衰せず、故に此理と均しく此格に遇ふ者は温和にして波瀾なく、福壽遍滿永がく徳あるの命とす

○大運、偏官運、正財、偏財運、歲君、偏官年、正財、偏財年に發達す
○大運、歲君俱に食神、傷官は大凶とす

傷官帶殺格

○甲乙の日の生れに限るを以て、他の命には此格なし、而して四柱中に庚辛の官星ありて、地支に寅午戌の三合火局あるを此格とす

○此格に入る者は中年に於て大運巳午又は旺相運に遇へば無限の發達を來すと他に比類なし、幸運一たび天外より落ち來るや、宏大無邊の福祉蟄集して宛然帆船の順風を得たるが如く得意の好潮に乗じて馳走するを得る幸福の命である、又た身旺の運にも發達す
○細譯すれば、本來金は木の讐敵である、換言すれば金は木の長上である、而かるに世には敵あればこそ人智も進み、業も勵み、長上あつて智慧もつき、働かせもされるので、甲乙の木爲めに、金たる庚辛は正官、偏官となつて、資格を與ふ徳を授け福を起さしむる理となる、本來此神に火ありて尅するから凶となるに似たれども、此格に限て大吉となる

○借金、は本來土中に生じ、其形、麻、岩石と選ぶ處なきも、一たび火力に據り分拆せらるゝや、有含物悉く鎔離せられ、更に鍛煉せられて、始めて熔煉たる黄金ともなり、光芒電閃夏尚ほ寒き白刃ともなり、世人の需用貴賤を通じて之れが爲めに粒々辛苦の汗を流して居る、故に甲乙の生れにして庚辛の金星あれば三合火局の鎔爐に於て充分成金し汚穢物を去り

甲乙に與るため寔に見上げたる財實家となり、黄金萬能の喻に洩れず、社會に起て名譽轟き、德望、威信、衝天の勢ひを示め、す宜なる次第ではないか

○大運、巳午の運、旺相、寅卯の運、歲君、丙丁、甲乙の年に好運到る

歲德扶殺格

○年上に偏官あるを此格とす

○譬ば甲の日の生れの如き年上に庚の字あるを此格とす、刑冲なければ福德權威俱に備はり、殊に臣としても主の資格ある稟質とす

○若し其年上偏官を制伏する食神の星四柱中に存在すれば、祖先要職を以て家を興こせし後裔たるを知ることができ

○大運、歲君俱に四柱の躰質を見て定めねばならぬ

歲德扶財格

○年上に正財、偏財あるを此格とす

○年上に正財、偏財ありて、其財建祿、長生に坐し、冲刑なく、四柱中に食神あれば財を生ずるの命なるを以て、生家の家督を繼續して遺産を安然に保持し、徐ろに登達の幸運に向ふ、假しや家督の踏襲を爲さざるにせよ、必ず遺産の餘澤を蒙むることが儘かである

○此格四柱中に比肩、劫財、敗財あれば、却て財を尅し、遺産なく、福祿なく、妻を尅して其縁

るか或は死亡せしむるかである

○此格に入る者、身旺の生れは、發達著しく身弱の生れは祖業を繼がず、遺産を有せず、假令遺産の餘澤を得るとありとするも中年に於て悉く消失するのである、且つ諸事意の如くならずして、生涯薄福の境を脱する能はず、出費繁くして、勞するも効なき命とす

○大運旺相、食神傷官運に發達す、歳君亦た然かり

○劫財、敗財運に遇ふて大凶とす、歳君亦同じ

挾丘格 一名拱財格

○生日の支と生時の支との間に財星を挾さむを謂ふ

○譬ねば甲寅の日の生れ、甲子の時なれば子と寅との間に丑の字あり(丑中の己、土、甲木の正財となる、是れを名付けて拱財と謂ふ)

○又た乙卯の日の生れ、丁巳の時なれば卯と巳との間に辰を挾ばさむ、辰の分野中の戊、土、木の正財となる

○又た甲午の日の生れ、壬申の時なれば午と申との間に未を挾ばさむ、未の分野中の己、土、甲木の正財となる

○又た癸酉の日の生れ、癸亥正時なれば酉と亥との間に戌を挾ばさむ、戌の分野中の丁、火、癸の偏財となる等を謂ふ

傷官生財格

○假令ば乙の日生れ、地支に寅午戌の三合火局揃ふか、又は月上に傷官あつて、甚だ旺んなる時は(火は則ち乙の財を生ずる星なり)自然に財を生ずる事なるが故に發達開運するの組織となる

○此格を得る者は其質溫和にして、且つ愛嬌がある長上の人、引立多く貴顯に親近する事を得て、社會の崇尊厚し、只性急なる癖あるは缺點とする而已

○此格を具する者は父母縁薄し、其多くは異郷に住する事多し

○大運歳君身旺の運、財運、食神傷官の運に發達す、正官偏官運、印綬偏印の運凶、歳君も亦官運、印綬の運に凶とす、年月を刑冲する年亦凶とす

〔注意〕虚探するを吉とす、譬は甲寅の日の生れ、子の時の命の如き、子と寅との間に丑ありて正財となるとき、若し四柱中に丑の字あれば、却て大凶とす其丑の字が四柱中にありとすれば、虚實を稱して酷だ凶とす

○此命身旺の生れは大吉とす

○大運身旺の運正財の運に大發達をなし、歳君身旺の運又た財運に發達開運す

年 庚 申
 月 庚 辰
 日 癸 酉 酉亥の間に戌在て
戌中の丁癸の財
 時 亥 亥

年 壬 戌
 月 壬 寅
 日 甲 寅 寅子の間に丑
在て甲の正財
 時 甲 子

年 癸 亥
 月 辛 酉
 日 乙 卯
 時 辛 巳

兩干不雜格（一名兩干連珠格）

年 丙寅 年 戊辰 年 甲戌
 月 丁酉 月 己未 月 乙亥
 日 丙寅 日 戊寅 日 甲辰
 時 丁酉 時 己未 時 乙丑

○年月日時たど兩干のみにして、東方の干、西方の干、北方の干、南方の干此の如くに干一致するを此格とす
 ○此格ある者は仁義を破ふらず福壽圓滿の命とす
 ○大運身旺の運、印綬の運に發達す歳君亦た同じ
 ○干一位は晩年大發達す

五行俱足格（格外）

(引用書の儘を抜萃す)如斯命は千萬人中にも尠なし、唯參考に資す

年 甲子 金 年 乙酉 水

月 戊辰 木 月 壬午 木

日 丁巳 土 日 辛未 土

時 丁未 水 時 丙申 火

胎 己未 火 日 癸酉 金

○此格年、月、日、時、胎此の五ツの内納音の性が水火木金土の悉く全備するを謂ふ

○胎とは生月の干より十番目後の干が妊胎月の干となつて、支は生れ月の支より、四ツ目の後の支が妊胎月の支に當る

○此格を有する者、年月日に官殺の有無を問はず、五行全備するのを謂ふのである、此格に入る者は身軀強く壽長く無事を保つ命とす

○大運、歲君、印綬の運に吉

○此外天干一位のみ、或は地支一位のみあるとがある、皆其四柱の組織に由て定むべし

運氣の解

○四柱中の最大主眼とも謂ふべき、大運を説き、更に歲君を明かにするが順序であらふ、而して大運の好期中にも歲君凶なるとあり、歲君吉なるも大運凶なるとは又た屢次である、去れど大運好望なる期間に於て

は、歲君の障碍を顧慮するに足らない、則ち大功は小瑾を顧みるに足らないの類にして發達すると必然である、若し斯る運勢の勃興を知らずして活火を逸する者は、海路圖なくして港灣を大海に探がすの愚夫である、本來機は氣にして眼に看るを得ず、手に捕ふるを得ず、颺々乎こして風の如く、又た夢の如く、變動遷轉計る能はず、吾人は之れに左右せられて、蒼海の扁舟も啻ならざるの波瀾中に浮沈して居る、若し強て實例を揚ぐれば新緑天に滿ち、百花笑を呈し、濃翠淡紅、枯木も躍ざる、陽春三月、山河悉く新粧を呈し來り、春の流れは一鉢の土にも時がめぐみきて開きし花の匂ひぬるは、輕風暖かに水緩るく流るゝ、青陽の季節ではないか、春は則ち人生好運の反映である、看よ長安の街道に不夜城を造り、玉樓夜光の杯を傾ひけて、銀殿の舞袖に浮世の秋風を知らざりし秦の全盛は、則ち始皇の好運である、那翁が珊瑚の鞭を揮て全歐州を席捲し、一貧士官が躍然皇帝の尊稱を自からするに至りしも、皆な天運に會したからである、淨海入道然かり、巨頭公然かり、豊太閑然かり、誰れも彼れも一つこして氣運の寵兒たらずんば出來ないものである、さはれ一陣

の颯風樹梢に逼れば忽ち花は泥土に埋られ、秋風一度黄葉を襲ねば、情根名縁を擺脫はらわして身は悟道に入りたる人までか、枯枝に鳥のごまりけり秋の暮れを詠じて天地の荒涼寂寞を歌ひし如く、盛時何時迄も盛なる能はず、聽ては落魄たる秋が來るのは自然の定理、始皇の阿房宮は鳥雀巢ひ蜘蛛網羅を恣まにするに至りしにあらざるか、那翁の末路はコルシカ島に悲惨なる憤死を遂げしめたではないか、上は王公貴人より、下は匹夫匹夫に至る迄免ぬがれざるは運命である、白馬金鞍も決して頼みにならぬ、陋屋襤褸も決して蔑あざられぬ、一榮一落焉春秋とは昔公が吾人を戒めし時の變改である、乃で略曆が春夏秋冬を示めし、花開き、葉茂り、實を結び、葉枯るゝ如く、榮枯盛衰は人事の常、誰れしも通る有爲の山坂、登れば降る定理にして、鬼も十八番茶もてばな、一度は必ず花咲く春に遭遇するところがある、天は必ず生時に因て公平無私の配劑を爲して居るから、充分好運、不運を認識するとは、最も緊要にして、推命學の研究大部分を之れに積まねばならぬ

大運の解

大運とは其人生れてより、何才より何才までは如何なる運であるか、此運に遭遇すれば何程の幸福來るか、或は災害起るかを慥かむる秘法である、則ち四柱全躰を總括して、人生の榮枯盛衰を審かにする活術である、故に能く其關係特質を熟知し、先づ近く自己の事より、延ひて他人の上にも照合すれば符節を合する如く、宛然火を觀る如く明かであつて、既往今來宇宙の秘府に匿かくれたる有形無形の事々物々、掌上に落ち來り神變不可思議の玄理に透徹して、神佛相距る遠からざる自在を得ることにかゝる(若しありとすれば)茲に於てか所謂照魔鏡となり、エツキス光線とかり、人生の浮沈、社會の變動、生老病死の機運を呼吸の間に豫知し世を益し人を扶け、靈妙不可知的の自由を覺知すると、亦た興多いではないか

大運の線方

○大運は支を看、歲君は干を見るのである、譬ねば何才より幾才までか

子の運、或は丑の運と謂ふやうな塩梅に十二支のみを用ひてゆかねばならぬ

○運には順逆の二法がある、男子は生れし年干が陽干なれば子丑寅と順序を追ふて繰り、其年干が陰干なれば逆行すと心得なければならぬ、譬えば甲の年の生れの男は子丑寅と順に繰り、乙の年の生れは子亥戌西と逆に繰るのである

○女子は男子と反比例をかし、陽干の女子は子亥戌と逆に繰り、陰干の女子は順に繰る、譬えば甲の年の女子は子亥戌と逆行し、乙の年の女子は子丑寅と順行す

○大運には一年運より十年運までがある、譬えば年上陽干の男子則ち甲の年の生れであれば、生れ月の支より數えて、其月が子なれば、生れ一年間は其運子に止り、二年目は丑、三年目は寅と順に廻る

○男子陰干則ち乙丁己辛癸の年の生れにて、大運一年運なれば、生れ月の支を見、生れ月が寅なれば、寅より逆行して、一歳寅、二歳丑、三歳子と逆に數えるのである、○男女とも生れ月の支よりかぞへ往かねばならぬ

○女子陽干の年則ち甲丙戊庚壬の生れは、一年運なれば生れ月の支より數えて、其生れ月が寅なれば、一才寅、二才丑、三才子、四才亥と逆に數えねばならぬ

○女子陰干の年の生れ則ち乙丁己辛癸の年の生れにして、一年運なれば、其生れ月を見て若し午の月であれば、生れて一才は午の運、二才は未の運、三才は申の運と順に循環するのである

○順運逆運は前述の通りにして、別に複雑の點なき故、更に運氣の年數を定むるところしやう

運氣の算數法

○生れたる月の節變はりに第一着目しなければならぬ

○男子陽干年の生れも、生れる日より、次季の節變りまでの日數を數えて、夫れを三ツに折除しなければならぬ、譬えば生日より其次の節まで十五日あれば、其十五日を三除すれば五日となる、乃て一日を一年とし、て五日あれば五年運となる、故に生れたる月が寅月なれば初めの運は

五ヶ年間寅にあり、順運なれば六才より十才までが其運卯に廻りて、卯の運となり、十一才より十五才までが辰の運となる、以下皆な同じ

例

明治三十九年二月五日午前八時生男子

年	丙	午
月	庚	寅
日	庚	辰
時	庚	辰

○此命陽干年の生れにして男子なるが故に、則ち順の十年運とす、生日より三月六日則ち陰曆二月節、早く言はば啓蟄の節まで三十日あり、之れを三除すれば十となるので十年運と稱ふ、故に生れて十才までは其運庚寅にあり（運は月より數ふるが故に）十一才より二十才までか辛卯の運、二十一才より三十才までが壬辰の運と順に數ふる者とす

○此命女子なれば逆に數ふので、則ち生れて十才までが寅の運にして、十一才より二十才までが丑の運、二十一才より三十才までか子の運とす

餘數を取捨する場合

○譬えば順逆俱に十一日あれば一日を加えて十二日とし、三除すれば四年運となる、若し十四日なれば一日を加ひて十五日とし、三除すれば

五年運とし、又た五日あれば一日を加えて六日とし、三除すれば二年運となり、八日であれば一日を加ひて九日とし、三除して三年運とす、二十三日あれば一日を加えて三除し、八年運とし、二十六日あれば一日を加えて二十七日とし、三除し、九年運とするのである

○又た日數四日あれば一日を捨て三除して一年運とし、七日あれば一日を捨て三除して二年運とし、十日あれば一日を捨て三除して三年運とし、十三日あれば一日を捨て三除して四年運とし、十六日あれば一日を捨て三除して五年運とし、十九日あれば一日を捨て三除して六年運とし、二十二日あれば一日を捨て三除して七年運とし、二十五日あれば一日を捨て三除して八年運とし、二十八日あれば一日を捨て三除して九年運としなければならぬ

- 二日の時は一日を増して一年運
- 四日の時は一日を捨て一年運

例 (其二)

明治元年 曆陰 二月十八日 午前十時 生男子

○此命四年運とす、十八日より三月一日まで數ふれば十三日となる去れど十八日は前夜の十一時より午前十時まで則ち生れし時刻まで十時間の不足を生ず▲又た午後一時四十八分に舊三月の節となるので、三時より午後十一時まで九時間の不足を生ず、夫れで兩日の不足を合算すれば十九時間の差がある、故に凡そ一日の不足を生ずるととなり正味十二日となるので眞の四年運となる

○若し女子なれば逆行する故、一日の節の日より十八日まで則ち生れた日まで三除すれば六年運となり、更に綿密に計算すれば、一日は午前十時が節變りなるが故に前夜の十一時より十一時間の不足を生じ、又た生れし日にも前夜の十一時まで、丁度十時間不足が生ずるから、二つ合計すれば都合二十時間の不足を生ずるを以て、正味十七日である、之れに一日を加えて十八日とし、三除して六年運とするのである

年 戊 辰
月 癸 卯
日 壬 寅
時 乙 巳

例 (其二)

明治十八年 曆陽 五月十七日 午後四時 生男子

○此命逆運なるを以て、前月則ち四月五日より十七日まで十三日間ある、然るに五日は前夜の十一時より一時五分まで二時五分の不足がある、生日は前夜の十一時より十七日午後四時まで十六時間の不足となる、乃で通計二十時間と五分の不足なるを以て、餘數を去れば正味十六日と四時残る、夫れで一日と四時間を捨て、十五日として三除するが故に五年運となる
○若し女子なれば順運にて生れたる日より、次ぎの節則ち六月四日まで數ふれば十九日ある、然るに生日は前夜の十一時より其日の午後四時まで不足を生ずる故、之れを捨て正味十八日を得三除して六年運となす

年 乙 酉
月 辛 巳
日 壬 申
時 戊 申

大運接木之圖



- 角を巡るの年凶
- (一) 丑より寅角
- (二) 辰より巳角
- (三) 未より申角
- (四) 戌より亥角
- 逆も様

○大運偶角を廻はる時は充分注意しねばならぬ、直言すれば丑の運より寅の運に、辰の運より巳の運に、未の運より申の運に、戌の運より亥の運に移るの年が要心すべきである

○若し逆運されれば巳の運より辰の運に、寅の運より丑の運に、亥の運より戌の運に、申の運より未の運に移るの年である

○偶角凶なる年は大波瀾を生じ、其重きは一命を喪ふに至る、偶角吉なる年も多少の災害起る

○壬亥子丑之れ悉く北方の星にて、水星である、其内の丑は己にして水

の土とす

○甲寅卯辰之れ悉く東方の星にて、木星である、其中の辰は戌土にして木の土とす

○丙戌巳午未之れ悉く南方の星にて、火星である、其中の戌己は土星にして火の土となる

○庚申酉戌之れ悉く西方の星にて、其中戌は戌土にして金の土となる

○四季俱に節の分れ目に土星がある、則ち冬季の末に丑ありて、丑中に冬の土用を起し、土用明きが節分にして春の節に變りゆく、夫れで丑の分野の中に癸水を含有す

○春は辰にて變る、則ち辰中に土用を起して土用明きが夏の季節となる、夫れで辰は木の土であるから、辰の分野中には乙木が潜伏して居る

○夏は火の節にして、未にて季節が變はるから、未中に夏の土用を起し、未の分野中には丁火が潜伏して居る

○秋は金の節にして、金は草木を尅するから、秋風一たび起れば落葉蕭殺の景を現はし、戌の月にて秋氣一變して冬に入る、夫れで戌の月に土

用を起し、戌の分野中に戌土が伏在す
○如斯四季俱に土の月から季節が變動するので、土は萬物の變化を左右する勢力がある、去れば同じ四ツの土星にも火の土、木の土、金の土、水の土と各性質を異にして居る點に注目しなければならぬ

大運の應用法

- 身弱の生れは旺相印綬の運に開發す
- 身旺の生れは正官偏官の運に開發す
- 身強く日干旺盛正財偏財ありて、其財弱ければ、正財偏財運に發達す
- 比肩劫財敗財又た印綬ある者は、正官偏官運に發達す
- 總て大運は月上にある星を見て運を起さねばならぬ、歳君は年上の干支に重きを措くが、大運には年上を用ひずして、全く月上の干支に重きを措き、中にも月上の干が大切である
- 格に入る者は時上の干支に氣を着ければならぬ
- 運を定めるには、先づ年月日時を靜思熟考すべきが肝要である、身の

- 強弱則ち日干が我身となるから、日干を充分四柱全躰と對照して、旺盛なるか、纖弱なるかと、充分識別しなければ運的中せず
- 甲の日の生れの者、比肩寅敗財卯の運は、則ち旺相運である、身弱は此運に發達し、身旺は此運に凶事起る
 - 乙の日の生れの者、寅の運は劫財運、卯は比肩の運にして、身弱は此運に吉なるも、身旺は災ひあり
 - 甲乙の日の生れの者、巳午の運は食神傷官運
 - 甲の日の生れの者、戌辰は偏財運、丑未は正財運
 - 乙の日の生れの者、戌辰は正財運、丑未は偏財運
 - 甲の日の生れの者、申は偏官運、酉は正官の運
 - 乙の日の生れの者、申は正官運、酉は偏官の運
 - 甲乙の日の生れの者、亥子は印綬運、偏印の運

餘は推して知るべし

大運各種(切財、敗財、比肩、食神)の解

○身旺の命にして、切財、敗財、比肩の大運に遭遇すれば、父母を尅す、故に其父母病難又は他の災害起り、太だしきは死に至るとあり、何となれば切財、敗財、俱に其身の正財、偏財を尅すること著しき質である、本来正財偏財は身から尅する星にして、譬えば甲乙の日の生れは戌、己、辰、戌、丑、未の土皆な正財偏財なる、其財星の土と、吾れと同質の星にあたる運星が吾れと共に力を合せ攻め亡ぼすので、却て財を失なひ、其財星は則ち父母の星あるが故に、偏財たる父、正財たる母に比肩、切財、敗財の運に乗じ抗敵すること甚だしくなるの理である、又た此運には妻をも尅す、正財は則ち妻星となり、偏財は則ち妾星なる

○身旺にして比肩、切財、敗財の運に際會すれば、財産を破り、争論起るか或は公事訴訟等の煩ひが起る

○身弱の者は比肩、切財、敗財の運に遇ふて發達、開運をなす、何となれば吾れの力則ち日干弱くして、常に財に拮抗するを得ず、直言すれば力及ばずして財を得難く、貪苦に沈淪せねばならぬ、然るに切財、敗財、比肩は

吾れに組みして黨を起し旺相するが爲め、始めて財に對抗するの力を備へ、大活劇を演ずることくはなる、乃て身弱の者は旺相運に遇ふて發達す

○食神、傷官の運に會すれば子を尅し、又は訴訟起る、何となれば男子は正官、偏官を子と定めてある、然るに食神、傷官は子の星たる正官、偏官を尅するため子に災害を興ふ、又た官星を尅するので、官に對して害を及ぼすか、若くは官の咎めを受くるかである、去れど四柱中に正財、偏財の星あれば、却て此運に發達す、焉れ食神、傷官は財星を生ずると以てなり、倘し四柱中に偏官ありて食神運に遇へば大發達をなす、之れを偏官制伏の運と謂ふ

○女子は食神、傷官運に本夫を尅す、何となれば女子は正官、偏官を以て本夫とするのであるが、食神、傷官は正官、偏官を尅するが故に、此運中に於て本夫の運を破ぶるか、或は破縁となるか、若くは夫を喪ふに至る

○身旺の者正官、偏官運に遇ふて發達開運す
○四柱中は印綬、偏印多き者にして、月の時に日干と旺する星ある者

比肩、劫財、敗財多き者、印綬ありて正官、偏官なく其上比肩、劫財、敗財多き者は、正官、偏官運に遇ふて發達す、然れども正官、偏官運に遇ひ剩さえ正官、偏官の歳君に遇えば、中庸を失して多勢に過ぎ却て大凶至る

○身弱の生れは正官、偏官運に會して不幸に陥り、殊に身弱にして四柱中に正財、偏財ある者、大運正官、偏官の運に遭遇すれば大凶とす、其多くは家を喪なひ、酷だしきは命を致たす、焉れ財は官を生じ、官は吾れを尅すること激甚なればなり

○印綬の運、身弱にして印綬の運に遇えば、諸事吉にして、身上修まり、名譽を得、福祿を受けることがある、然れども年月の干に食神、傷官あれば凶たるを免ぬがれぬ、焉れ印綬、偏印は食神、傷官を尅するの理と知れ
○身旺の生れは印綬の運と凶とす、其身強きに加えて印綬吾れを生ずるが故に、益々勢力増長して、暴虎馮河の威を逞ふし、正財、偏財の吉神も畏縮して疎遠となり、爲めに財力なく人望なく、千里の難路獨行せざるべからざるの悲境に墜つ

○身旺の命四柱中に正官、偏官あれば印綬の運に遇ふて發達す、官は印

を生じ、印は吾れを生ず

○身旺の生れ月上に正財、偏財ある者、印綬の運に遇れば發達す、印は吾れを生じ、吾れは財に當るの力を有す、又日干より正財、偏財弱なる時は正財、偏財の運に發達す、其多くは印綬の運に開運す

正財、偏財運

○身旺の命にして正財、偏財運に遇れば、立身發達して財福遍満し、百事吉にして意の如く成功す

○四柱中に印綬ある者は凶域を離るゝを得ず、焉れ正財、偏財は印を破ふるを以ての理である

○身弱の者は正財、偏財運に凶なるを免ぬがれず、焉れ財に當るの力を有せず

○食神、傷官月上にある者は正財、偏財運に大福を發す

注意

○大運は歳君と冲するを忌む、譬えば大運子の運中に午の年に遇えば午と子と冲す、丑の運中に未の年に遇えば丑と未と冲す、斯く冲して又た尅するは太だ凶とす、則ち大運酉の運に於て卯の年に遇れば酉と卯と冲す、又た酉は卯の木を尅す、如此は災害速やかに來り家を破ぶるか、或も身を亡ぼすかである

○大運歳君冲するも、運より歳君を生ずれば災害極めて輕し、又た歳君より大運を生ずるも同理とす

○双方冲し刑しても救濟する星あれば災害を免ぬがる、譬えば大運金の運、歳君寅卯、木の年の如きは、金と木と戦ふの理なるを以て凶事續出すれども、四柱中に壬癸、又た亥子の水あれば免ぬがる、と得、何となれば金は水を生じ、水は木を生ずるので、兩者争鬪の間に水の仲人が媒介して和を講ぜしむるが如き有様となる

大運空亡

○空亡は善惡の分岐點にして、吉凶の分水嶺である、故に大運空亡に遇

ふ者にして、從來不運なる者は發達し、幸運なるものは衰敗す、恰も昔は樂の種にして樂は昔の種と言ふが如し

○歳君より大運を冲するは却て吉とす

○大運より歳君を冲尅するは大凶とす、譬えば子の運、午の運遇に卯は子と午を冲し、又た尅するが故に大凶とし、大運午の運、又た子運のに遇えば、歳君より大運を冲するので、却て變じて吉となる

注意

○第一大運を觀るには、格を見定めて而して後ち、運を撰定しなければ過ち多し

○月上、比肩、劫財、敗財ある者は正官、偏官運を大吉とす

○月上、傷官、食神ある者は正財、偏財運に大吉にして、身弱の者は旺相運亦た大吉なり

○月上正官、偏官ある者は、旺相運、印綬運に大吉にして、身至極強よければ官運に吉なり

○月上印綬、偏印ある者は、正官、偏官運に發達す
 ○四柱中食神、傷官なる星なくして、月上偏官ある者は食神の運に遇ふて發達す
 ○身旺にして財星あり其財弱はければ財運に遇ふて發達す
 ○月上に印綬ありて四柱中に正財、偏財あれば、印綬薄弱なる、此命印綬運に遇ふて發達す

秘訣

○年月に正官、傷官二ツながら俱にある者は、正財、偏財運に發達開運す
 年に傷官あり、月に正官あり、若くは年に正官あり、月に傷官あるも前同斷である
 此命財運に遇えば、財は正官を生じ、傷官は財星を生ずるので中和を得大ひに發達す、此命財運を終れば大不幸とす

年 正財 丁丑
 月 比肩 壬子
 日 偏印 庚申
 時 帝旺 庚子

表 帝旺 長生 帝旺

此命大身旺なるを以て大運正官偏官運に發達す若し大運中に辰戌丑未の運に遇はねば生涯福なし
 ○本來壬の日の生れ子の字あれば飛天驛馬の格である然れども丑の字のため妨げられ此格に入らず

年 偏印 癸未
 月 偏官 辛酉
 日 偏官 乙酉
 時 偏官 辛巳

養 絶 絶 沐浴

此命大身弱なり則ち命を捨てて殺に従ふの格とす如此は却て正財偏財運又た偏官運に發達す

年 偏財 戊寅
 月 敗財 乙丑
 日 食神 甲辰
 時 丙寅

建祿 冠帶 衰 建祿

此命論德財を扶くるの格とす年上の戌偏財月上の丑は正財
 ○甲の日生れ時上寅ありて身旺とす大運食神の運又財運に發達す、身強ければ財星あるので官運を忌む

年 偏財 己亥
 月 印綬 壬申
 日 偏印 乙卯
 時 偏印 癸未

死 胎 建祿 養

此命建祿に居て身旺なり其上三合水局して身益々旺んとなる而して月上に印綬あるがため身甚だ強よし茲に於て月上の申は正官となつて至て貴し此命正官運に發達し又た印綬運に吉とす

年 比肩 丙子
 月 正官 癸巳
 日 比肩 丙申
 時 比肩 丙申

胎 建祿 病 病

此命月上の巳に旺し又た比肩ある故身強きに似たれども三合水局し又た月上に癸の正官ありて至て身弱となる印綬の運旺相運に發達す

年 正財 辛巳
 月 食神 戊戌
 日 偏印 丙子
 時 甲午

建祿 墓 胎 帝旺

此命時上の午に旺し其上火局在て身強よし然れども子は午と火局を冲剋するの身旺とせず
 財運に發達す何となれば食神財を生ずるが故に
 ○丙日午の字あれば飛天驛馬なれども子の字ある故此格とせず○身旺の運又吉

年 丁丑 傷官
月 辛亥 正官
日 甲子 財
時 乙丑 敗財

墓 長生 沐浴 冠帶

此命身弱にして正官傷官あるので財運
發達す丁火の傷官は甲の財土を生じ土
は辛金の官を生じて次第相生するが故
に此運に吉なるも財運終れば凶とす

年 丁未 食神
月 辛亥 偏官
日 乙丑 局
時 不明

亥と未 卯を 三合木 衰

此命偏官制伏の命にて至て吉月上の偏
官上丁の制伏あり
三合木局して身に旺す食神の運又た偏
官の運に吉制伏あれば制伏の運又た制
伏あれば偏官運とす

歳運の解

○大歳は一年中の天子である、乃で一名歳君と號す
○大歳を冒かす者は災害酷だ重もし(生日の干より歳君を尅するを言ふ)譬ねば
甲の日の生れの人戊の年に遭遇すれば則ち大歳を尅するのである○
又た甲の年の生れの人戊の年に際會するも大歳を冒かす事となる、早
く言ねば年干日干より其年の大歳を冒かす則ち尅する意にして、家を
破ぶり身を亡ぼし甚だしきは一命を喪ふとがある、然れども四柱中に
救ふてくれる星あれば、却て開運し資財を得る、或は名譽を揚げるこ
とを得

○救ふ星とは譬ねば甲の日の生れの人、四柱中に己の字あれば、甲己干
合するので戊の年に當て、甲木が戊土を尅するも己は甲と合し是れを
引止めて動かさず、仍て甲は己の檢束を受け暴威を振ふに由なく、終ひ
には戊を尅することを忘する、夫れで歳君は己の助力に縁て、其身を安
全に保持することができるので、己に對して恩賞を拂ふが故に、却て幸
福を發することとなる、年上に甲ありて戊年に遇ふも同一である、併
し甲の年生れにして己あれば免がる

○又た甲の日の生れ若くは甲の年の生れの人、戊の年に遭遇すれば、恰
も天に對て抗敵することとなる、則ち朝敵となり大罪人となる、然れど
四柱中に庚辛の金ある、若くは大運申酉の運なれば、金は甲木を尅
して制伏するが故に、甲木は金星に壓倒されて、天を尅するの勇氣阻喪
し、夫れで歳君は金に對する報酬を惠むので、此質にして此年に遇ねば
惡運變じて幸運となる

○四柱中に庚辛ありて丙丁の字なく、又た大運申酉の運なる時、甲乙の
年に際會すれば必ず死す、尅重さなる故に
○四柱中に甲乙寅卯の字多くして、庚辛の字なければ大運寅卯なる時

戊己の年に遭遇して必ず死す、此命にして四柱中に庚辛の字あるか、若くは、大運申酉の運なれば、却て幸福を發す

○歳君を冒かす者は其年妻を失ひ、父母を喪なひ、資産を破り、他人と紛擾を生じ、訴訟を起し、或は難症に罹り、災害續出す

○日干と歳君と干合する年は大難起る、恰も乙の日の生れの人、庚の年に遇ふが如し

○生れ年の干と、歳君と干合する年、災害重ねて來る

○合の年には死別生別を生じ、破産、争鬭の憂ひあり、又た種々に心動ひて志望を起し、皆半途にして瓦解す

○又た合の年は、夫婦の離別あるか、或は色情に耽ける怖れがある、去れど無妻の男子は此年妻を迎へ、夫なき婦人は結婚の歡びがある

○生年の支と廻り年の支と合するも亦た前同斷である、譬へば子の年の生れにして、丑の年に遭遇するが如し、子と丑と合、寅と亥と合、卯と戌と合するも前同様である

○生年の支と、廻り年の支と沖しても、災害非常に來る、譬へば子の年の生れにして、午の年に遭遇するが如く、沖して尅するは災害極めて重し

○四柱中に羊刃ありて、其羊刃に當る支と、歳君の支と沖するか、或は合する歳は厄難續出す、譬へば甲の日生れ四柱中に卯の字あれば、甲より卯は羊刃となる、酉の年に遇へば羊刃を沖す、戌の年に遇へば卯と戌との合にて、則ち羊刃合となる、斯る年は大害至る

○合の年は諸事齟齬して成功することなし、世に勞して効なしと言ふは如此ものか

○年月に偏印ある者は、食神年に災害起る

○年月に食神ある者は、偏印年に災害起る

○年月に正財ある者は、印綬年に災害起る

○年月に偏財ある者は、偏印年に凶、又た印綬年に面白からず

○總て財あれば印綬年に凶、年月に印綬あれば正財年に凶

○年上に劫財、敗財あれば正財年に凶

○年上に敗財あれば偏財年に凶、正財年も面白からず

○年月に傷官あれば正官年に凶

○年月に印綬ありて、大運正財運の時、歳君又は正財年には概ね死す

○大運より歳君を尅するも、又た冲するも、生年月日中に、其大運を制伏する干あれば、災害を免ぬがる

○年月日より歳君を尅するも、大運より其尅する干を制伏する時は凶を變じて吉となす

○生れ年の支と、歳君の支と刑する年は大難あり、家を破ぶり身を破ぶり又は損失病難あり

○穿は運氣に用ひず

○支は生れ年の支と、歳君の支と刑、冲、合、而已を注意せよ

年月に比肩、劫財、敗財ある者（年上に重きを置く）

○比肩、劫財、敗財、年に遇へば身弱は大吉、身旺は大凶、但し正官、偏官ある者は身旺も大吉

○食神、偏官年は身旺、身弱ともに吉、但し傷官年は争論起る

○正財、偏財年は大凶

○正官、偏官年は大吉

○印綬、偏印年は身弱は大吉、身旺は凶

年月に食神、傷官ある者

○比肩、劫財、敗財年は吉、身弱は最も吉

○食神、傷官年は吉、身旺、身弱ともに吉

○正財、偏財年は大吉、身旺、身弱ともに吉

○正官年は大凶、偏官年も吉ならず

○印綬、偏印年大凶

○年月に食神ある者偏印年に大凶

年月に正財と偏官とある者（年上に重きを置く）

○比肩、劫財、敗財年は大吉

○食神、傷官年は大凶、身の強弱を問はず、凶事續出ず

○正官、偏官年、身旺は吉、身弱は大凶

○正財、偏財年、身旺の生きは稍や吉、但し身旺、身弱を問はず、羊刃ある者

は太だ凶

- 年月上に正官、偏官俱にある者は正財、偏財年に大凶とす
- 印綬、偏印年は吉

年月に印綬、偏印ある者年上に重きを置く

- 劫財、敗財、比肩の年は吉、身旺の生きは面白からず
- 食神、傷官年は甚だ凶
- 正財、偏財年は大凶
- 正官、偏官年は大吉
- 印綬、偏印年、身弱は大吉、身旺は大凶
- 食神ある者は印綬年に甚だ凶

◎歳君、大運ともに如此、然るも格に入る者は格を見て運を定めよ

十運の解

○比肩の年、身弱の者は大吉、身旺は大凶、父母を倒とし、又た妻妾に災難起る、然るも食神、傷官あまれば、財を生ずるが故に災害なし

○劫財、敗財年には破産、争論、又は産業を敗ふる、身旺は大凶、身弱は吉、此年は父母妻子に害あり、若し正官、偏官あまれば却て吉、食神、傷官あるも吉

○食神年は金銭の融通克く、資産を増殖す、若し四柱中に正官あまれば大凶とす、正官、偏官なく四柱中に正財、偏財あまれば大吉、此年妻妾に喜びあり

○傷官年は、食神と同様である、然るも四柱中に正官ある者は、此年に主人と離別する、不和を來す、或は他に争論起り、官途にある者は多く其職を免ぜらる、總て上より故障生ず、女子は本夫を破ぶる

○偏財年、四柱中に印綬ある者は、家を破ぶり、身を重ぼし、父母を害す、印綬なくして四柱中に正官ある者は大福を發す、偏官も良好なり、身弱にして、偏財年に遇えば失敗損耗を招く

○正財年は偏財年と同様である、但し父母に災害起る、此年は妻を娶くるの欣びがある、年上に正財ありて、歳君と合する年は、情慾發動して女色に耽けり散財多し、身旺の者は正財年に福祿を發す

○偏官年、身弱の者は家を破ぶり、身を破ぶり、又た難病に罹り、災害湧出

す、身旺の生きは開運發達す、女子身旺の者は福祿を起し、身弱の者は夫婦の仲を傷ふ

○正官年、身旺は萬事大吉、又た四柱年月に印綬ある者は、諸事意の如くに進行して豫想外の幸福を發す、若し四柱中に傷官ある者は大凶とす、食神も宜しからず、身旺にして印綬あるものは偉大の發達をなす

○印綬、偏印年、産業勃興し、無職の者は職に就き、家なき者は家を興こし、官吏、社員等は陞進し、總て身の治さまりを得て安堵することができる、然れども食神、傷官ある者は大凶なり、身弱なれば印綬の年に大吉とす、倘し年上に正財あれば甚だ凶、月上に正財あれば印綬年に發達す

注意

抑も推命を觀察するには、先づ身旺、身弱を見究め、次に財官、印食の吉星を見、三に傷官はなきか、刑冲はなきかに注目せねばならぬ

○格に入る者は富を得ることなければ身上貴し、正財、偏財もなく、正官、偏官もなく、又た格に入るの伴せなき者は、必ず短命ならねば大不幸の人である

○四柱の原則として財官を論ずる時は格局を見るの必要なし、格局を重しとするの命は財官を見るの必要なし、正官、偏官、又た正財、偏財の吉星はなくとも格に入る者は必ず發達す

○正官、偏官、正財、偏財は吉星なれども、吉星多きは却て凶とす、貴人亦た多きは宜しからず、何れも尠なきを尊ぶ

○財、官、印の吉星、地、建祿、帝旺、冠帶、長生、養の星座を云ふを得て刑冲なければ、富貴にして將來大發達をなし、社會に立て有爲の人とす

○又た日干弱く財、官、印、食の吉星地を得て美麗なれば、其初めは假しや勞苦に閉ぢられ、浮世の風波に翻弄せらるゝとも、後來印綬の運到來するか、又は身旺の運に際會して、忽然幸福飛來し大發達を爲し、名譽を揚げ、資格を進め、社會の崇尊に値ひする、有望の質なれば、之れが世に言ふ濡手で粟の攪み取り、推命學者の垂涎する處である(空手にて大臣の位地にも進むの人は此等を云)

○身旺にして羊刃あり、又た比肩あり、俱に旺んにして正財、偏財、正官、偏

官の力薄弱なる者は、初年中年まで險難苦楚の悲境に沈淪し、見る影もなく、寒るゝも、後來一たび財官の大運に遭遇せんか、龍の雲を獲るが如く、虎の風を得し如く、俄然本能を發揮して一躍九鼎太呂の高きに登り、宛然晝夜明暗の差異を生ずる幸福の命である。

○日干も旺じ、羊刃ありて羊刃も旺じ、又た正財、偏財、正官、偏官ありて、夫れも旺じ互に優劣なく、吾れを均ふするの生れは、必ず富貴の家に生まれるのであるが、將來、劫財、敗財の運、又た傷官運等に際會して財を尅し、官を尅し、恰も油ら切れたる燈火が漸次に消え行くにひとしく衰退して禍患百出、夢にも知らざる厄難來り、七轉八苦の寂しき秋がくるかなれど、此の惡運を經過すれば、二たび花咲く春に芽を生じ、歡樂舊に復して實を結ぶ幸福の運に復するのである。

○正官ありて正財、偏財あれば富貴

○偏官ありて印綬あれば榮華

○印綬あれば偏官の運に遇ふて繁榮

○印綬ありて偏官あるも十中八九は富貴

○印綬ありて正財、偏財あれば十中八九は貧賤

○身旺にして財官多きは富貴

○身旺にして財官弱きは勞苦、財官旺の運に榮達

○身弱にして財官旺なるは、身旺の運、印綬の運に遇ふて繁榮

○四柱中に財官の星なければ財運、官運に遇ふて却て凶

○正官、偏官多ければ制伏する食神あるを吉とす、食神の運、又た食神年に遇ふて發達す

○正財、正官俱に建祿に坐すれば富貴の命

○羊刃ありて正財、偏財なければ、漸次衰敗す、殊に羊刃を冲するが、又は羊刃と合するの歲にあたりて、暴敗を來らし悲境の極度に達す

○正官、偏官ありて印綬を挾さむの命は、至大なる貴命にして、權威高く、社會の上位に名聲を顯はす幸福の命である、挾むとは甲の日の生れ、四柱中に亥と丑とありて子を挾むか、或は庚の日の生れ、四柱中に子と寅とありて丑を挾さむを云ふ

○正官、偏官、空亡に遇ふ者は、身上修まらぬか、或は閑職に就くかの人で

ある

○傷官、劫財、羊刃、此の三星四柱中にあれば暴悪の人とす

○傷官、敗財、偏官、此の三星あるは赤貧の命である(傷官は正官の怨敵、敗財は正財の怨敵、偏官は自己の怨敵である)

○身旺にして、印綬も亦た旺すれば、財を破ぶりて悲境に墜つ

○正官旺じ、印綬旺じ、正財旺すれば、大運墓に入るの時災害起る

○傷官、食神ありて俱に旺じ、併せて身旺なる時は、墓の運に遇ふて害難生ず

實例 (引證を社會の上下に取り、國家の重臣、社會の富豪、薄命の佳人、暴悪の兇漢を揚げて參考に資す)

死期の豫言(的中の好例)

明治十五年陽曆一月五日午前八時生女子

大阪市北區堂島濱通り某料理店の妻女

明治三十八年十月二日午後十時死去

生年	辛巳	死亡	乙巳の年
生月	庚子		乙酉の月
生日	甲辰		甲戌の日
生時	戊辰		乙亥の時

此年大運實の運

○時は去ぬる明治三十七年彌生の春の初めつ方、該女の叔母來館して本婦のため推命の鑑定を覓む。余乞ひに應じて、熟視すれば、豈計らん死期邇かく迫まり、越ねて翌年則ち三十八年九月(乙酉の月)が此婦命數の極み、余は衷心血を呑んで、惜哉天命は延ばしがたしと宣言せり、聞く叔母は啞然として半信半疑の迷路にあり、而かも告白する余は胸ふさがり口さけず蕭然として叔母の答を俟てり、須臾にして叔母は不滿の口吻を以て余に告げて曰く、貴下の鑑定は承服しがたし、由來此婦は体格肥滿して且つ強壯血族を賞揚するは愚に似たれども、天稟の美質衆に愛せられ、其舉動の活潑より推思すれば、決して短命とは受取れず、如何なれば斯る不吉の言辭を弄するやと、詰責甚だ強よし、余徐ろに諭すに、數理は善惡の人を問はず、命運は醜美を以て論すべき者にあらざるなりと、相語て別れけり、而るに三十八年一月二日余上京の途次、ゆくりなくも彼れ叔母の寓を訪づれしに、偶々妙齡の佳人あり、五五の坂も程近くは見ゆれど、姿の春も自づから零ぼるゝばかりの愛情は若櫻より匂やかにして、何れは深閑に芬蘭の香を誇る、よしある人の好仇ならんと、思ひ定むる

暇もあらせず、叔母の紹介は曾て願ひし妾か姪なりと、余は愕然何となく心臓の鼓動を來し泣かんとせり、嗚呼明日ありと思ふ心の仇櫻、無情の嵐時を選ばず生者必衰、會者定離、孤園精舎の鐘の音、憐れを告ぐるは本年九月、蟬蛸にも比ふべき佳人の身、風前の花より脆るき燈火の消ゆれば跡なき陽炎と、齊しき身を持つとは如何なる宿世の罪業か、誰れしも歸ゆる死出の山坂、早き晩きの差はあれど、之れが此世の初對面、之れが又永き此世の別れかと、想はば懸くる胸の雲、雲は何時しか雨となり逢て別かれる此宵の名殘、纏がて白玉樓裡の人、迎る關路の近きも知らず、淡雪消ゆる春の日の花散り果て、啼く蟬に、吊はれ行く彼れが夢、長居は悲哀の種なればや、をら別れを惜しみつゝ、花の顔今霎時、木の葉を拂ふ秋風に、萎むも知らず送りけり

○此婦人は日干甲辰にて身弱とす、去れば甲乙の年は旺相年にて吉に似たれども年月の庚辛が歳君の乙を尅すること酷だし、又巳酉の年は丑を起して三合金局を結び庚辛に旺して歳君の乙を尅することの極度である、又九月乙の月なり、甲戌の日、乙亥の時、俱に月日時之三乙を悉く尅し盡くし、夫れにも飽き足らず、甲の日生月の庚より更に尅し打て蹴倒をす如き惨情となる、此命大運寅の運なれば寅と巳と刑し時の亥と年の巳と冲するの時皆天に向て尅矢を放つ、乃で天罰を受くるの理はりである、去れば讀者之れに倣ふて自己の命を知られよ、注意十月二日は未だ陽曆九月の節

○記して茲に至れば悚然として當時を追回し、花顔空しく二十四年の嵐に散り、香骨墓邊の煙と消ゆし佳人、命運の而からしむる處とは言はれ天の命を翻弄する、洵に一片の恨なきを得ないではないか、五月の頃より肺血核を發す

癡疾(多くは死去)の豫告

嘉永五年十月二十九日生男子

余の知己にして長崎の人、聊か思ふ處あるを以て、氏名を略す

明治三十九年八月二十日(丙申日)午前八時(壬辰時)命數の極限

生年 壬子

胎

生月 壬子

胎

生時 丙午

帝旺

生時 不詳

○大運順九年

○甘言は告げ易く、苦言は陳べがたきは人情である、余敢て不祥の語辭を弄し得意とする變人でないかなれど、推命學理の適歸する以上は、明々瞭々寸歩も枉げず告知すべきが余の天職である、而已ならず知己として之れを言はざるは私情に於ても忍びない、乃で忌憚なく露白してをいたが、余は朝夕渠れが厄運の除かれんことを、天に向て祈願して居る、○本質は年月の壬より當年の歳君丙を尅すること至て酷だし、又た年月の子より午を冲す、且つ大運午の運にて子と冲す、聊か望を囑すべきは生時不明の爲め、必死が渺しく疑惑

を生じ全く匙を投げた者でもないが、而かし命を繋ぐを得ても癢疾不具は免ぬがれがたし。
○三十九年(丙午)八月二十日(丙申)の日(壬辰)の時申と辰とを引出し三合して水を起し水勢強く午と丙を尅するの極度であるから如上の理りとなる

幸運の命 其一

慶應二年十二月九日丑時生

佐賀市長瀬町谷口鐵工場主谷口源一郎氏

生年 丙寅 食神 寅午と三合火局 建祿

生月 辛丑 正官 冠帶

生日 甲午 敗財 死

生時 乙丑 冠帶

○此命順の七年運

○本實は月上正官格にして大吉の命とす、抑も辛金の正官、年上の丙三合の火力を合せて正官を尅す、故に凶に似たれども決して然らず、前記の格致に於ては傷官殺を帯ぶるの格と同一の能力を有して居る、如此は甲、乙の正官、庚辛あるものに限る他の命にあることとす、此命火運に遇ふて發達す

○讀者の誤解を防がんにために特に掲載して置く

○請ふ先づ眼を順の七年運に注げ、次に二十九才より己の運に遭遇することを悟れ、氏は現に此運に際會して俄然卒然開運の端緒を開き旭日冲天の勢ひを示し工業界に頭角を現はし、沈眠する佐賀縣人の氣焰を高からしめたる稀有の鉄工業家である、筑前博多に於ける元寇紀念碑日蓮上人の銅像の偉大なるを知る人は、必ず谷口鐵工場を連想するであらふ、今や蒸氣機關の製造を主とし、幾百人の職工は閃火猛炎の間に馳驅して、鉄錘の音邊りに轟き、獨力電燈を點じ、電話を架設し、幾萬坪の地所狹まき迄に工場を建て、諸器械の完備すること、他の個人工場之遠く及ばざる所である、殊に氏が人格は博愛主義にして最も慈善に富み、其居常樂みとするは貧民窮兒の救恤である、去れば配下の職工は勿論、近郷近在上下通じて其一家を賞賛し、恰も愛子の慈母を慕ふが如く、余亦た堅く信じて疑はず、又常に見聞する處である

○斯くて四十二才午の運の終り迄は、只管向上の一方にして、四十三才より四十九才未の運まで依然として動かない、則ち未は南方の星にして、未の分野中には丁火潜伏して居るめた福祉を失はないのだ

同例 其二

弘化四年十二月二十日生

東郷大將

生年 丁未 比肩 冠帶

生月 癸丑 偏官 墓

生日 丁卯 病

生時 不詳

○此命逆の七年運

○日干身弱なるが故に、旺相、印綬の運に遭遇して大發達
○月上に丑あり、此丑は天地の財寶を蔵むる倉庫なるは既に前章詳述せし如く冲なる鏡を以て鏡を開いたと、財寶悉く自己の有となり大發達するの天性である

○余は茲に名聲威望世界に聳峙し、二十世紀の歴史を飾り、世界の大人傑として、神と迄崇
尊せらるゝ東郷大將閣下の命運を斷ずる機會に至りしは、冒失の罪萬死に値し、衷心頗ぶ
る恐懼に禁じざるも、閣下は英雄的宏量を有するの士、深く咎め給はざるべきを信じ、謹ん
で敬愿の意を拂ひ、閣下今日の隆運偶然にあらざるを告白して置く
○明治三十七八年は恰も大運巳の運にて、則ち旺相運、歲君、甲辰、乙巳と俱に印綬の運であ
りて、飛鳥も落すを得べく、河海も覆ぬすを得べき、比類稀れなる幸運年である、如斯隆運の
大將を得たれば、こゝ算數外の全勝を歎むることが出来た。

同 例 其三

天保十三年十月十日生

大山 大將

印綬	壬寅	建祿
偏官	辛亥	死
支合	乙酉	絶
生時	不明	

此命順八年運

○此實身弱なれども、月上の亥、年上の壬、俱に印綬となり、刺さぬ

月上偏官格にて甚だ貴し且つ昌壽にして福徳金匱の命とす

○去る明治三十七八年は大運午の運にて、則ち偏官制伏の好時期なり

○偉勳仰ぐべく、人格慕ふべき、元帥大將侯爵大山巖閣下の推命を鑑定するに、茲み、余は端
なく、天祐なる者を認むることを得た、何となれば、大山大將にせよ前に記述したる東郷大

△伊藤公の運命

伊藤公は名古屋に於て河文の女將に對し「乃公は必ず疊の上では死なぬ」と語りし由なる
が記者は去る卅九年中近時盛んに行はるゝ推命學者備後町一丁目(現今北濱五丁目)天祥
館主松本義亮翁が西園寺内閣組織當時其運命に就き語りて「西園寺侯は嘉永二年十二月
二日の出生にして同年は恰も運氣旺盛時に際會し居れば、其入閣は自然の數理にして洵
に賀すべし、然れども、易に所謂滿は損を招くの理に背かず侯は明治四十一年下半年より
四十二年に掛けては大凶運に當れるを以て地位の變動と身軀の異狀を免れざるべし」と
云ひしが果して侯が病の故を以て退閣せし事を想起し過日伊藤公の渡滿に對し再び翁
の説を求めしに翁之に答へ「公の生年月日は明白ならざれ共余の著書發行の際には戸籍面
の天保十二年九月二日より鑑定を附し置きしが、其後細密に取調べたる結果公は九月
十二日出生の事を確めたるに、其性質及び行爲の點に至る迄毫も異なる所なきも唯一の
不思議なるは其生年月日が辛丑の年、戊戌の月、癸亥の日に相當し推命學上の變死を遂ぐ
るの運命たるを免れず即ち火性土性の男子四柱中に戌亥の字あらば變死す殊に四十二
年は偏官年なるを以て公が終生の花は本年飛散するの組織となり居れば成功は固より
期し難く、成は凶變にても生せざれば幸なり」と語り記者は之を一笑に附し去りしに今回
果然凶變を見るに至り其言の適中したるに驚けり(明治四十二年十月三十一日大阪毎日新聞)

將にせよ、其三十七八年時が恰も隆運天に朝するの時であつて、陸海共に意想外の大捷を博することができた、天は則ち此虎に翼を添へし如き好個の良將を撰ばしめたのである畢竟 大元帥陛下御稜威の然からしむる處にして、余は覺せず茲に掲ぐる不敬を働かねばならぬ

同 例 其四

天保十二年九月二日生

伊藤 侯爵

○侯爵の鑑定を爲すに當り先づ疑を挾さむは時刻である、余の推測に依れば九月二日午後十一時過ぎの誕生ではあるまいかと思惟す、何となれば午後十一時を過ぐれば、則ち翌日の命となる、去れば三日の午前として推考するに左の如し

生年 辛 丑
偏財 戊 戌
主日 甲 寅
生時 不 明

冠帶

養

建祿

○此命身旺の實にして年上に正官あり、則ち第三卷に陳述せし如く、正官冠帶に遇ふ者其徳宏大にして至大の發達をなし、高貴の地位に坐することができ、又九月上偏財は能く正官を扶助し、三合火局して能く偏財を産む、故に正官益徳を起す
○次に偏財は則ち妾の星である、此戊戌が偏財に在て旺し、三合火局して偏財の土を生ず、去れば妾の勢力を増す道理である、

○位ひ人臣の顯榮を極め、國家の重鎮として、老て益壯んなる侯爵、縱令世評に於て多少の缺點あるにもせよ、其命星は爛々たる光りを放ち、決して非運に際會する如き不幸はない

余は憚りなく、偏財の性質を論じて、絶名の起る先天的なるを説いたが、断じて牽強附會の説でないから、侯爵の寛恕を乞ふて置く

同例 其五

嘉永二年十月二十二日生男子

西園寺侯爵

生年 己酉 死

○連十年運

○本質は月上偏官格又印綬格にて身弱とす

○月上印綬在て家督の相續者となす、然れども年上偏官ある故、他家相續が至富であらう

○月上偏官格にて日支が制伏す、亥の水戌の土にて制伏して費命とす

○墓の日生妻蘇籍すし

注意

○前諸項の如く格に入るの性は格に重きを置き夫れに由て運を定めなければならぬ

○偏官在て身弱なれども月上印綬在て扶助するため天折の患ひなし

○此命東南方の運に開發す則ち四十一才より未の運未は則ち南方の星にして是より發達の端緒を開らく、五十一才より午の運に入り愈最好調に達す、殊に本年一月は一陽來復期

○丙の季節にして旺相年、侯の入閣天運自然の致す處である

○年上偏官在る者は晩年衰敗を免ぬかれずと雖も印綬此を尅するが爲め其難を見ず

○明治四十二年は己酉年己は丙の傷官、酉は丙の死

○同四十三年は庚戌年大運己の火己の丙俱に力を合して歳君の庚金を尅するの年、此

判断は體者に一任す

生月 乙亥 絶

生日 丙戌 墓

酉と辛

生時 不明

○華胄の名門に生れたる公卿の多くは、御前なる尊稱に満足して高厦殿上に浮世の秋風を遠かり寂として氣焰揚がらざるの時に際し、門地を顧みず權威を棄て、曾ては自由民権

の鼓吹者となり、轉じて世界主義を唱導し、怒濤澎湃たる政界に疎腕を揮るひ、政友會を結卒し、今や首相の印綬を帯びて戦後の經營に任じ、威望中外に隆々たり、且つ攝家の出でして他家に入り幾代の後ち、祖先の顯職を其身に復するを得し如きは、好命たるを表して明かではないか、殊に侯が快活にして輕率の氣を帯び、時に奇激の人を驚かすあるは、巴理仕込みの而からしむる所以なりと評する論客あるも、余は傷官の特質茲に存するを斷言するに憚らない、又た伉麗の侯を娛しましむるものなきは墓日の災ひとして、一片の同情を表するに吝かならないのである

同例 其六

文政十一年九月九日生

故副島伯爵

生年 戊子 胎

生月 壬戌 墓

生日 丙午 帝旺

生時 不明

○本質は月上偏官格にして、刺さる年上に食神ありて、明ち偏官制伏の命たることは屢次

陳述する如くである、偏官は制伏なければ發達せず、又た制伏なければ制伏の運に遇ふ

て發達するのである、(大山大將の部參照)此命偏官制伏して大吉とす、然れども情根子

と午と沖なるが故に、羊刃を沖することとなる、乃で福禍くして資財乏ぼしと命とす

○深山の幽蘭と比し、巖谷の梅花と較べて、聊かも羞色なき清廉なる性格に世人を酔はしめ、其學識の深遠なる抱負の雄大なる、志想の確實なる、七十年の生涯を一代の師表と仰が

れ、今や故人となりし副島伯の運命を批判するは、死者に對する禮を缺くも、伯は易學の奥を究めて自から娛みし人なれば、今茲に余が敢てする推命學上の斷定を看て、九原遙かに破笑せらるゝであらふ

同 例 其七

天保九年二月十六日生

大隈伯爵

生年	比肩	戌	墓
生月	正官	乙卯	沐浴
生日	三合大局	午	帝旺
生時	不明		

○此命順九年運
 ○此實月上正官格、殊に正官乙卯に座して旺相し、三合大局して印殺となる。
 則ち身旺の生れにして官印兩全、至大の幸福を得る尊むべき命である
 ○此命印殺の選、正官運大吉にして、傷官年又た子の年羊刃沖にて凶とす

○書生々々と輕蔑するな、大隈參議も元書生とは、往年佐賀書生の間に歌はれし俗語である。伯が天保の時代より轉して明治革命の舞臺に入り、如何に隻手を以て天下に呼號したが、其花々しき活動榮達は眞に佐賀書生をして理想の人たらしめた、否な伯の如き多角的人物は尠ないであらふ、今や禿頭の一老夫身は早稻田の閑邸に盤居しても、心は老來を知らずして世界の文明を吸收し教育に、政黨に、其操縱の巧みなること驚くべきである、乃で敬意を表して命星を掲げて置く

同 例 其八

天保十四年五月四日生

故 西郷侯爵

生年	正官	癸卯	沐浴
生月	敗財	丁巳	建祿
生日		丙午	帝旺
生時	不明		

○此命順八年
 ○此實身旺にして羊刃、日刃あり、嗣ええ年上正官あるを以て大徳の命とす、殊に身旺配するに日刃、羊刃あるが故に發達速やかなり
 ○此命亥子の運に發達し、食神運に命を喪ふ、何となれば食神、正官と合して尠するが故なり
 ○正官沐浴の生れは中年迄は運好ましからねど、中年後に大財運とす

○宏量圓滿なる性格に奇機を包み、公義を守りて私情を棄て、骨肉の家兄に叛きて其身を持する如きは尋常人の能はざる處候は克く之れに堪へ晩年を完ふせしのみならず、一朝賊名を蒙ひりし家兄の汚名を拭くひ地下に賦せしむるを得し、其福徳の偉大なること實に推命の示めす通りである

同 例 其九

天保八年二月八日生

故 三條公爵

生年 敗財 丁酉 死
 生月 正官 癸卯 沐浴
 生日 丙辰 冠帶
 生時 不明

○此命酉と卯と沖すれども辰と酉との合の爲めに沖消滅し、純然たる月上正官格にして大に貴命とす

○皇室の藩屏として其責任を完ふし、輔弼の大任を終り、眞に日本貴族の典型として、内外の崇尊淺からざりし公は、其命星非凡にして、洵に貴命たるが故に参考に擧げて置く

同例 其十

天保七年八月二十五日生

榎本子爵

生年 比肩 丙申 病
 生月 敗財 丁酉 死
 生日 丙子 胎
 生時 不明

○本来比肩、敗財は悪星である、然るに正官あるため、惡運一變して却て大吉となり幸福を發す

○五稜廓上反旗を捲ひてより、日本海軍の名聲を揚げ、功成り名遂げて高踏勇退し、今や時論の外に卓立して實業の獎勵に全力を瀧々、明治歴史の一偉人たるを失はず、命星之れに

伴ふて又た見るべきである

同例 其十一

天保九年閏四月二十二日生

山縣大將

生年 正官 戊戌 衰
 生月 正官 戊午 絶
 生日 癸巳 胎
 生時 不明

○此命順の八年運
 ○此命は命を捨てて後に從ふの格となり蓋だ費し、日干癸は年月の戌に攻撃せられ、三合の火は官の土を生ず、故に土の勢力益強し、乃で日干の身休、命弱て官に降を乞ひ命を完ふす、茲に於て官は弱を扶助して至大の幸福を興ふ
 ○官運財運に遇ふて開運發達す

○梅ヶ谷を東の大關とすれば、常陸山は西の大關である、夫れと均して伊藤侯が文治派の領袖なれば、山縣侯は武斷派の領袖である、幾十年の間兩々對峙して軒輊なく、昂然鷲鳥の翼を張り、其權勢の荒まじくして、終古依然たる元帥の價値は、無形の命星中に包まれて居る讀者須く熟視せられよ

同例 其十二

天保十二年三月二十二日生

故 福地櫻痴居士

生年 正財 辛丑

生月 正官 癸巳

生日 胎 建祿

生時 不明

生年 傷官 庚戌

生月 劫財 戊子

生日 胎 絕

○本命は連二年運
○本質は月上巳に旺相して身旺の命である、夫れに月上正官格にて無上の幸福と、至大の徳とを備わて来る(前述の如く月上正官あつて四柱中に正財あれば最大幸福の命とす)

生年 偏官 己亥

生月 偏官 乙丑

生日 胎 墓

○大運旺相印綬の運に發達す
○明治三十九年一月四日午前四時、則ち乙巳年戊子月戊申日癸丑時死去
○本年の巳と本人年上の丑と、大運の酉と三合金局して財となり水を生じ、一月の子と死亡日の申と三合し又水局を起し、癸正官時、水勢旺んにして日干の丙火滅するの節命終はる

生年 偏官 丁未

生月 印綬 戊申

生日 胎 絕

○本命は年上偏官あつて制伏の星をかし、加ふるに三合木局ありて偏官の丁火を扶助するため、火益強よく暴威を逞ふし、傍若無人の舉動多きを免ぬがれぬ、名は有禮なるも其命質は無禮である

生年 偏官 丁未

生月 印綬 戊申

生日 胎 絕

○明治二十二年己丑年に於て本人の大歳未と、其年の大歳丑と沖し、此の沖せられたる丑未の土星を三合木にて二たび尅す、刺さぬ大運子の運にて大歳丑と大運子と合す、之を名付けて一合一沖の年と言ひ、則ち天災年である

生年 偏官 丁未

生月 印綬 戊申

生日 胎 絕

○明治二十二年二月十一日懶れなる凶運と消えた

生年 偏官 丁未

生月 印綬 戊申

生日 胎 絕

○明治二十二年二月十一日懶れなる凶運と消えた

生年 偏官 丁未

生月 印綬 戊申

生日 胎 絕

○明治二十二年二月十一日懶れなる凶運と消えた

生年 偏官 丁未

生月 印綬 戊申

生日 胎 絕

○明治二十二年二月十一日懶れなる凶運と消えた

生年 偏官 丁未

生月 印綬 戊申

生日 胎 絕

○明治二十二年二月十一日懶れなる凶運と消えた

生年 偏官 丁未

生月 印綬 戊申

生日 胎 絕

○明治二十二年二月十一日懶れなる凶運と消えた

生年 偏官 丁未

生月 印綬 戊申

生日 胎 絕

○明治二十二年二月十一日懶れなる凶運と消えた

生年 偏官 丁未

生月 印綬 戊申

生日 胎 絕

○明治二十二年二月十一日懶れなる凶運と消えた

生年 偏官 丁未

生月 印綬 戊申

生日 胎 絕

○明治二十二年二月十一日懶れなる凶運と消えた

生年 偏官 丁未

生月 印綬 戊申

生日 胎 絕

○明治二十二年二月十一日懶れなる凶運と消えた

生年 偏官 丁未

生月 印綬 戊申

生日 胎 絕

○明治二十二年二月十一日懶れなる凶運と消えた

生年 偏官 丁未

生月 印綬 戊申

生日 胎 絕

○明治二十二年二月十一日懶れなる凶運と消えた

生年 偏官 丁未

生月 印綬 戊申

生日 胎 絕

○明治二十二年二月十一日懶れなる凶運と消えた

生年 偏官 丁未

生月 印綬 戊申

生日 胎 絕

○明治二十二年二月十一日懶れなる凶運と消えた

生年 偏官 丁未

生月 印綬 戊申

生日 胎 絕

○明治二十二年二月十一日懶れなる凶運と消えた

生年 偏官 丁未

生月 印綬 戊申

生日 胎 絕

○明治二十二年二月十一日懶れなる凶運と消えた

生年 偏官 丁未

生月 印綬 戊申

生日 胎 絕

○明治二十二年二月十一日懶れなる凶運と消えた

生年 偏官 丁未

生月 印綬 戊申

生日 胎 絕

○明治二十二年二月十一日懶れなる凶運と消えた

生年 偏官 丁未

生月 印綬 戊申

生日 胎 絕

○明治二十二年二月十一日懶れなる凶運と消えた

生年 偏官 丁未

生月 印綬 戊申

生日 胎 絕

○明治二十二年二月十一日懶れなる凶運と消えた

生年 偏官 丁未

生月 印綬 戊申

生日 胎 絕

○明治二十二年二月十一日懶れなる凶運と消えた

生年 偏官 丁未

生月 印綬 戊申

生日 胎 絕

○明治二十二年二月十一日懶れなる凶運と消えた

生年 偏官 丁未

生月 印綬 戊申

生日 胎 絕

○明治二十二年二月十一日懶れなる凶運と消えた

生年 偏官 丁未

生月 印綬 戊申

生日 胎 絕

○明治二十二年二月十一日懶れなる凶運と消えた

生年 偏官 丁未

生月 印綬 戊申

生日 胎 絕

○明治二十二年二月十一日懶れなる凶運と消えた

生年 偏官 丁未

生月 印綬 戊申

生日 胎 絕

○明治二十二年二月十一日懶れなる凶運と消えた

生年 偏官 丁未

生月 印綬 戊申

生日 胎 絕

○明治二十二年二月十一日懶れなる凶運と消えた

○身は文部大臣の顯職を極めしも、凶刃免るゝ能はず、刺客の爲めに殛されて、滿天下の是非褒貶を一身に聚め、容易に其眞價定まらなかつた十七年後の今日改めて死屍に向ひ推命の矢を放つ余は大人氣なきを知るかなれど、讀者の参考に資せんとする志は故人諒として答めぬであらふ

幸運の命 其十四

嘉永三年十一月十一日生

故乃 木 大 將

生年 傷官 庚戌
生月 劫財 戊子
生日 胎 絕
生時 偏官 己亥
乙丑 墓

順八年運大運 旺相印綬の運に發達す

○忠節古今を貫き義烈千載に絶し生きては、武士の典型と稱せられ、死しては忠義の神と崇めらるゝ、大將の運命は非凡なり、史家は嗚呼忠臣楠氏の事蹟を傳ふるが如く、明治史の最終頁を飾らん、著者も亦亡き將軍の威芳を慕ふて本卷の道路標たらしめんとす、請ふ先づ四柱の組織を注視せよ、而して己土は丑に旺相して身旺の命たるを知れ、更に中年より

大運旺相印綬の圏内に入り大發展を來すを覺るべし

偏官は乙(木)にして、日星己(土)を攻撃する強敵なり然るに、年上の傷官庚(金)と乙(木)と干合して、柔能く剛を制し偏官の強質軟化して中和を得最好の命運を創造して福と徳とを受け名望期せずして、其身に蝟集す而して同化性は物理の定則たるが如く、哲理の通則にして庚(金)の傷官一變して、亥子の水を生じ其水星は己(土)の財星となり、更に財の水は官の乙(木)を生して、次第相生の好運命を授く三十三歳より、辰(土)旺、相の運に際會し四十一歳より六十四歳まで己午未則ち印綬南方の運に見舞はれて、盛名世を蓋ひ上は聖天子の睿感に叶ひ下は萬民の師表と仰がるゝ自ら故なくんばあらず

想へ大正元年九月十三日神去り給ひし、明治天皇の靈柩青山に向ひ給ふの刹那、腰間三尺の秋水を拂うて御跡慕ひまつりぬ、年壬子に當り大運乙未の末運に該當す、餘す所僅に一年のみ死を以て非運の極と爲す勿れ、生死は單に形骸なり幽冥途遠くして更に永久の未來を有せしむ人は一代名は末代命數茲に盡くるも、开は人生開運の終局のみ偉人決死の末路を飾りし運命の花は尙ほ九原に咲き黄泉の途を飾らん

同 例 其十五

安政六年十一月廿七日生

故乃木大將夫人靜子

生年 正官 己未 養

偏財 丙子 羊及 帝旺

三合水局 魁罡 墓

大運順六年 財官双美にして貴し

○軍神乃木將軍の名は武士道の代名詞にして、夫人靜子の名は貞淑烈婦の龜鑑なり、良人の悲愴なる終焉を見届けて、自ら乃に伏する雄々しき處決は到底現代婦人の模倣し、能はざる所にして生きて夫に貞節なりし、夫人は死して夫の芳名を更に大偉ならしむ乞ふ、先づ魁罡に眼を注げ推命の定理として、魁罡日の生は性嚴格聰明なり、事に莅んで決斷流るゝが如く文才に富み教育あるものは操守鞏固なりと、由來魁罡日の生れは如何なる運に際會して開發するや推命家は其推判に苦しむ困難の命數なり然れども、四柱の組織良しければ發達疑ひなしと、幸福は此間に生す又正道を確守し仁義を破らず所謂仰で天に愧ぢず俯して人に愧ぢざるは其特色なり(第三卷魁罡之部参照)
年上の正官は女子の爲に夫星たり、月上の丙(火)より年上の己(土)を生ずるが故に、内助の功絶大と知るべし、婦人としての四柱の組織は良好なるも、只魁罡と羊及とを有するを以て商工業者には適應せず、然はれ武人の妻室としては何等の故障なく、却て大なる成功を來さしむ更に忘るべからざるは所謂、男勝りの氣性とす然り、夫人の一代は魁罡の善良に發現したる行程を示せり、愛兒二人を旅順の役に亡ひ其遺骨葬むるを得ざる悲哀さへ之を漏さざりし如き眞に女丈夫の襟度にあらずや、大運を見れば四十九歳より印綬運に遭遇

し六十三歳迄持續せり、一代の好運時に於て殉死の誠を捧ぐ是に於て著者は人の死なるもの、價値が棺を蓋うて後定まるの評定を下さん死必ずしも不幸にあらず、生必ずしも幸福にあらざるなり夫人の死は確に未來あらしめたり、然かも魁罡に悲壯の働きを失はざりき

同例 其十六

安政二年七月十五日生

陸軍々醫總監醫學博士 菊池常三郎氏

生年	卯	沐浴
印綬	乙	
偏印	甲	
生月	申	(空亡)
三合水局	子	
生日	丙	胎
偏印	甲	
生時	午	帝旺

逆の六年運 身旺にして印綬多し更に三合水局正官さふり貴命さす大運印綬運官運共に長し

○藩閥の庇護なきに軍醫總監の印綬を帯び我陸軍の衛生史に功績を録せられたる、氏の命運は過去に鑑み將來に徴して貴命たるを失はず、殊に大韓病院長として任に京城に在るの日時の總理李完用が刺客に襲はれて、命旦夕に迫るや其神術は彼を九死の淵より救ひ一千万の韓人をして日本醫術の進歩に深く信頼せしめたる、博士の偉勳は日本杏林の光譽にして無形の頌徳碑は半島の天に聳へ千古に瀕りて滅せざるべし、博士は明治十四

年醫科大學の優等生として、卒業し幼穉なる軍陣衛生に貢献すべく直に軍籍に入れり其而立を超ゆるに及び印綬運に遭遇し、三十二歳より醫學の淵叢たる獨逸に遊び其得意とする外科術の蘊奥を極め歸朝後旭日冲天の勢を以て榮進し三十九歳にて、東京衛戍病院長に補せられ四十歳にして第一師團軍醫部長の顯職に就き日清の役一等軍醫正に累進し茲に印綬運の終りを告げたり

然れども天は博士の技倆を愛す、即ち濟生の意味に於て四十三歳より北方の運を興へたり當年回生病院を創立し四十五歳にして、軍醫總監に任せられ陸軍官等表の限極に達し退て民間に仁術を施すの國手となり現に回生病院長として命名噴々たり、蓋し北方運は至高絶大の幸福と名譽とを博せしむるものにして向上進歩の祖道神なり

更に推命の尺度を採りて考量せんか印綬多きは生産地を去て異郷に住す、博士は天山の麓肥前の小城に呱呱の聲を放ちしなり、又印綬多きは命數長く終生平和の命とす月令の空亡は父産の遺産を興へず、斯くて印綬は博士の生命たる技倆を興へ此命多くは醫師技術家となる氏が外科の大計たり、霸王たる又故なしとせず

述べ來れば天の寵兒たる博士は晝夜の區別なき光明界の人たるも、其六十七歳は大運の申印綬を破壊し、辛酉年に於て辛は乙を破敗し酉は卯と冲し生日の丙は辛と干合して忌むべき一合一冲の警戒年となる所謂運命の導く所、吾人は曾大海の孤舟たる境遇下に波浪の起伏に其生涯を托せざるべからざる義務あるを忘るべがらす

同例 其十七

西曆千八百五十九年九月十六日生 (安政六年八月二十日)

袁世凱氏

生年	己未	食神	羊及冠帶
生月	癸酉	偏官	長生
生日	丁巳	三合金局	帝旺

逆三年運 歲運は庚辛年大運は偏官運食神運

○李鴻章逝き張之洞死して後の清國は袁世凱の獨占舞臺なりき、然かも天の大命を下さんとするや微禍を以て先づ試むるが如く、一世の好運兒袁世凱も近き過去に於ては失脚河南の舊草廬に時運の展開を待ちぬ是達人に非ずんば能はず隱忍久しきに瀕りて徐に風雲の氣を養ふ彼は河南の雌伏時代に於ても闇中の飛躍を怠らざりき、果然革命戦の勃發するや、彼は召されて征討大總統の三顧に感じたる孔明ならんには五丈原頭に屍を晒せしならんも彼は一死報國の忠臣にはあらざりき否彼は大河の決する堰き難きを知らざる程の凡庸には非ざりしなり、首鼠兩端を持し南下軍を提げて日を曠ふし陣中靜に回天の機を窺へり彼の運命は將に高潮時に達せり、一躍燕京に入に及び奸勇の眞面目を發揮して、大演劇を仕組み遂に奈翁の往事を追想せしめたる彼好運は开も何に因由するか看よ財官食の三吉星を包含し配するに刑冲の障碍なき羊及を以てす、是推命學上の大吉

命運にして、志望意の如くならざるはなく徒手忽ち王冠を贏ち得べき好運兒也更に看よ偏官在て羊及あるもの刑冲なければ、無上の發達をなすに非ずや又偏官長生に座して食神あるもの非凡にして、高德あり其生日より云ふも帝旺日中丁己と癸亥とを上乘とす終りに位み一代を通する大運より云へば、五十二歳より辰の運に入り偏官を制伏し次て寅卯の印綬運來り、六十九歳まで好勢を持続すると歲運大正三四年五十六七歳の兩年に於て響感すべき、不祥事あるを忘るべからず傑士將來亦波瀾なしとせず

尅運の例 其十八 大清國 宣統 皇帝

西曆千九百零六年二月十一日(明治三十九年)

生年	丙午	比肩	帝旺
生月	庚寅	偏財	長生
生日	丙戌	三合火局	墓

○回顧すれば、我明治四十四年歲の音すだく仲秋の一夜武昌城頭に閃めきたる砲火は忽ち支那四百餘州に延燒して、疾風の枯葉を捲くが如く愛親覺羅氏の社稷は茲に亡び隆裕皇太后は幼冲の宣統帝を擁して、奸臣の願使に暗愴たる其後半生を托するに至りし清朝滅亡史は史家の筆を投じて、長息する所著者も亦運命の導く所之れ窮極の語を發するを禁する能はず今は世が世にあらぬ、秋風の禁闕に吹き荒さむ清朝の末路を弔ふべく數奇の運命を宣言せんとするも、罪なきに廢所の月に泣く潛帝を狙上に拉し來り推命の解

割を加ふるは如何にも人情の許さざる嫌ひあるを以て、當時大阪毎日新聞紙上に掲載されたる著者の鑑定私見を引証して死屍に鞭つ苦衷の幾分を免れんとす

去歲故伊藤公の運命をトし其終りを善くせざるべきを憂慮したるに果して、北滿の野に奇禍に遇へるは、是れ唐の徐中平が獨創の推命學理上必至の運命なりきとは當時北濱天祥館主の言明せし處なりしが、同館主は又今次清國の大動亂に際し宣統帝の運命をトして曰く、帝は西曆千九百六年二月十一日の御誕生なるを以て恰も本年は辛と丙との干合となり、一身上大變轉の生ずるは數理の免がれざる所にして若し仔細に國家騷亂の事蹟を推命學理に照合せば必ず、元首の身上に干合の厄あるを發見すべし剩へ三合火局の結果は本年の干支たる辛亥を破るが故に、衰運其極に達したるものと云ふべく其災禍は悉く幼冲なる帝の身上に蟄集し大統保つに由なきのみならず、歲華一轉せんか明年は更に冲の年に當り極運如何共爲し難く、天地の間に踞踏して厄難交々到り若し國勢辛ふじて保つを得たらんには玉牀に二豎の犯すなきを保し難し、斯の如き不祥の言を隣邦の元首に呈するは不敬も亦甚だしと雖も、學理の命する處無視する能はず國運の破滅今は如何共挽回の策なきを豫言して、隣好國の末路を弔はんを欲すと語り終りて悄然たり(明治四十四年十二月八日大阪毎日新聞記事抜萃)

以下大運の秘訣

年 偏財 戊 寅 財 寅 建祿	月 乙 丑 財 丑 冠帶	日 甲 辰 傷官 辰 衰	時 丁 卯 傷官 卯 帝旺	○此命雜記格丑中の辛正官已正財 ○大運丑の運又た未の運に發達す 未は丑を冲するが故に吉官運傷官運に凶
年 傷官 甲 戌 劫財 戌 衰	月 壬 申 財 申 死	日 癸 卯 比肩 卯 長生	時 癸 亥 比肩 亥 帝旺	○此命月上申印綬 又た時上亥に旺し壬の劫財在て身旺正官偏官運に發達す
年 印綬 癸 丑 偏財 丑 冠帶	月 戊 午 財 午 死	日 甲 子 偏官 子 沐浴	時 庚 午 偏官 午 死	○此命時上偏官格 ○大運巳午の運に發達す 又寅卯旺相運印綬に發達す
年 正官 己 卯 偏財 卯 死	月 丙 寅 財 寅 病	日 壬 申 偏財 申 長生	時 不明	○此命身弱旺相印綬の運に發達す 正官偏財あるが故に ○長生は身旺ふれども財官在るが故に身強とせず由て官運は大凶とす

年 偏財 丙 寅 正官 寅 死	月 壬 辰 官 辰 衰	日 丁 丑 印綬 丑 墓	時 甲 辰 印綬 辰 衰	○月上正官格身弱旺相、印綬の運に發達す 官運大凶
年 偏財 甲 戌 偏官 戌 衰	月 丙 子 官 子 死	日 庚 申 不明 申 建祿	時 不明	○建祿に居て身強とす月上偏官格三合水偏官を制伏して大吉 ○大旺旺相又た制伏の運吉、印綬は凶何とされば三合の水を対するるので制伏を失ふ
年 正官 辛 未 偏印 未 墓	月 壬 辰 印 辰 衰	日 甲 午 不明 午 死	時 不明	○身弱にして財官印あり旺相印綬の運に吉官運財運大凶とす
年 食神 戊 辰 偏印 辰 冠帶	月 甲 寅 印 寅 長生	日 丙 寅 不明 寅 長生	時 不明	○身弱ふれども又た偏印旺す、大運申酉の財運に吉、あまり偏印旺するので中和の時發す

年 偏財 丁 未 養
 月 偏財 辛 亥 死
 日 乙 丑 衰
 時 乙 亥 死

○偏官制伏の命にて吉
 ○大運食神の運又た偏官の運吉身弱故旺相印綬の運吉す

年 正官 己 巳 絃
 月 正財 丁 卯 死
 日 壬 戌 冠帶
 時 辛 亥 建祿

○身弱印綬の運又た旺相運吉官運凶

年 偏印 辛 未 墓
 月 偏財 丁 酉 病
 日 癸 亥 帝旺
 時 不明

○身旺にして偏印強く財弱し、食神の運に吉正財偏財運又吉す官運大凶財は官を生じ官は身を攻むるが故ふり

年 傷官 己 未 衰
 月 正官 癸 酉 死
 日 丙 子 胎
 時 不明

○身の強弱を問はず財運に發達す財は申酉の金、即ち傷官財を生じ財は官を生ず又た身旺に吉印綬も吉ふり

年 傷官 戊 辰 衰
 月 偏財 辛 酉 長生
 日 丁 酉 長生
 時 癸 卯 病

○偏官傷官合して吉
 ○月上偏財在る故大運印綬に開く
 ○又た旺相に吉

年 敗財 己 丑 養
 月 傷官 辛 未 衰
 日 戊 申 病
 時 戊 午 帝旺

○月上傷官の命敗財比肩在て凶す
 ○大運財運亥子の時吉又食神傷官運も吉す

年 印綬 辛 巳 絶
 月 印綬 辛 卯 死
 日 壬 子 帝旺
 時 辛 丑 冠帶

○身旺の故に辰戌丑未の時に開運則正官偏官運ふり

年 偏官 壬 申 病
 月 正官 癸 卯 沐浴
 日 丙 辰 冠帶
 時 甲 午 帝旺

○官殺混雜の命則ち食神傷官制伏の運吉
 ○大運酉の運、丙寅の年死す酉は金にて水を生じ丙の印綬卯の木を尅するが故ふり

年 偏財 辛 未 冠帶
 月 偏官 癸 巳 帝旺
 日 丁 卯 病
 時 甲 辰 衰

○月上巳に旺す
 ○月上偏官制伏の運辰戌丑未に吉又印綬の運身旺の運に吉

年 正官 癸 酉 死
 月 偏印 甲 子 胎
 日 丙 辰 冠帶
 時 庚 寅 長生

○身弱旺相印綬運吉

年 偏財 丙 戌 養
 月 食神 己 亥 胎
 日 丁 酉 長生
 時 不明

○月上食神、月令正官
 ○大運財運に發す又身旺に吉食神運も又吉ふり

年 正財 乙 亥 病
 月 印綬 己 丑 墓
 日 庚 寅 絶
 時 戊 辰 養

○印綬旺す
 ○大運巳午の官運吉財あれば官運を忌みふれども如斯印多きは却て官運に吉す

年 偏財 庚 寅 長生
 月 偏財 庚 辰 冠帶
 日 丙 戌 墓
 時 乙 未 養

○三合の火香れに旺すれども財多く身弱し印綬の運に吉又旺相運に發達す

年 敗財 己 巳 建祿
 月 印綬 丁 卯 沐浴
 日 戊 申 病
 時 己 未 衰

○月上正官格にて貴さし
 ○卯の運大吉亥の運未の運は卯と三合を起し木の正官運さふりて吉

年 偏官 庚 戌 養
 月 偏印 戊 子 沐浴
 日 甲 寅 建祿
 時 戊 辰 衰

○偏官制伏の火運は水より破ぶる印綬は又吉す
 ○旺相も吉ふり

年 食印 丙 寅 建祿
 月 印綬 癸 巳 病
 日 甲 申 絶
 時 庚 午 死

○時上偏官格巳午の運に吉
 ○印綬旺相運に大吉

歳君の運

○歳君は大運と異り、干と干と、支と支とを見る
 ○第一、生年の支と、其年の大歳の支とを見る（沖の年、刑の年、合の年、大凶但し）
 ○第二、日干より歳君を尅する年、又た合する年、大凶
 ○第三、生年の干と歳君と尅する年、又た合する年、大凶

例

凡例 ○大吉の印 △凶合の年印 ◎半吉半凶の印 ●大凶の印

年	癸	亥	敗財
月	甲	寅	食神
日	壬	寅	
年	壬	癸	年
年	庚	辛	年
年	戊	己	年
年	丙	丁	年
年	甲	乙	年
			巳の年、亥と沖凶
			寅の年、亥と合凶

年	丁	亥	傷官
月	戊	申	偏財
日	甲	子	
年	壬	癸	年
年	庚	辛	年
年	戊	己	年
年	丙	丁	年
年	甲	乙	年
			巳の年、亥と沖凶
			寅の年、亥と合凶

年	乙	酉	敗財
月	庚	辰	合官
日	甲	午	
年	壬	癸	年
年	庚	辛	年
年	戊	己	年
年	丙	丁	年
年	甲	乙	年
			卯の年、酉と沖凶
			辰の年、酉と合凶

年	丁	未	食神
月	辛	亥	凶官
日	乙	丑	
年	壬	癸	年
年	庚	辛	年
年	戊	己	年
年	丙	丁	年
年	甲	乙	年
			巳の年、亥と沖凶
			寅の年、亥と合凶

年	甲	辰	偏財
月	丁	丑	正官
日	庚	戌	
年	壬	癸	年
年	庚	辛	年
年	戊	己	年
年	丙	丁	年
年	甲	乙	年
			戌の年、辰と沖凶
			辰の年、自刑凶
			酉の年、辰と合凶

年	丁	亥	敗財
月	戊	申	食神
日	丙	寅	
年	壬	癸	年
年	庚	辛	年
年	戊	己	年
年	丙	丁	年
年	甲	乙	年
			巳の年、亥と沖凶
			寅の年、亥と合凶

○此命生涯運なし

三十七歲	三十八歲	三十九歲	四十歲	四十一歲
丙午	丁未	戊申	己酉	庚戌
四十二歲	四十三歲	四十四歲	四十五歲	四十六歲
辛亥	壬子	癸丑	甲寅	乙卯
四十七歲	四十八歲	四十九歲	五十歲	五十一歲
丙辰	丁巳	戊午	己未	庚申
五十二歲	五十三歲	五十四歲	五十五歲	五十六歲
辛酉	壬戌	癸亥	甲子	乙丑
五十七歲	五十八歲	五十九歲	六十歲	六十一歲
丙寅	丁卯	戊辰	己巳	庚午
六十二歲	六十三歲	六十四歲	六十五歲	六十六歲
辛未	壬申	癸酉	甲戌	乙亥

說明書

○本質は身旺の命なり、則ち時上に己在て丙に旺す、又年月に午の字在て甚身旺とす然れども正官偏官在るが爲め却て身弱の命となる但中和の命とす

○凡そ人は生日の干を以て身体と爲し、他の年月時なる干支は其身体を左右す去れば本質は丙火の身体なるを以て月上偏官及び時上偏官協力し其身体を攻撃す、故に此偏官を制伏する星なき限りは大發達を遂げ難きも、幸なる哉、本來身旺にして且つ羊刃を刑冲破害する星なき爲、發達の命たるを失はず則位地も資格も俱に備り社會に頭角を顯す者也

○楮月上に印綬なく、又た干合なく却て月上親位より其身を攻めるが故に、自然生家を繼續する能はずして、遺産に浴し、祖業を襲ふの幸福なく、從て祖先の餘德を蒙むる福祉、微塵もあるとなく、久しからずして生産地を離れ異郷に住して身を立て家を興すの稟質とす

○正官偏官あるものは官殺混殺と稱して酒色に耽けるの弊あり、又た俠氣に富み強を挫き弱を扶くる氣風を有す、此命大運の好期を終れば大敗を來すこと恰も爛熳たる櫻花の時到れば凋落するが如し

○年上偏財在て帝旺に遇ふ者は、父の運氣旺盛なる時に當て出生する者なり、本質は中年迄大發達を爲すも中年後は衰退に傾たむくを免ぬがれず、又た幼にして、父を喪ふの薄福者とす

○羊刃在る者偏官なければ功績顯はれず、偏官在て羊刃なければ効力薄すし偏官羊刃具

空亡年は善惡とも諸事變じ易し

此年は損失あるか病難あるか若くは生別死別の愁傷あるか又は變じて破財なるか重きは身命を倒すか或は争論を生ずるか何れにもせよ災害を免がれがたし左れば萬事に大注意を爲し守成の方針を採らねば後悔するも及ばざるべし

此年は生別あるか死別あるか亦總べて物の反復する年なり殊に心に迷を生理住所變るか身軀動か又易きを替るか幾多の事物に心移り失敗に終るが故に大注意を要す本結婚の嬉び又此年に熟すかなれ共變じて色難を起すの虞れあるが故に注意すべし

此時は開運發達の年なり財利を得るか慶事ありて無難に越年を爲す年なり

備して刑冲なければ無上發達の命とす

○羊乃在て偏財なければ發達せず羊乃偏財俱に在て刑冲なき者大發達の命とす

○羊乃多きは福多し只血冷にして涙渺なきは本質の特色とす

○羊乃多くして刑冲なく偏財偏官完ふする者時運到來すれば意想外の幸福に浴す

○此命羊乃偏官俱に具備するが故に剛毅膽勇にして物に動せず宛然英雄の氣風あり

○十惡大敗日の生れは父の餘德を禀けず

○正桃華ある者は主に仕え愛顧を受く

○月空ある者は人の頭首となる

○暗祿ある者は困難の際に當り意外の金錢を得るか若くは他の援助に浴す

○月德貴人は諸難を除去して命運強よし

○大運順の三年運とす

○本人は田舎に出生して大阪に移住し商家に奉公して、二十五歳より徐々身上の治まりを得茲に發達の端緒を開き寅卯は印綬の運三十一歳より、大發達の好運に會し辰は偏官制伏の運當年丙午三十七歳巳午は旺相運までに於ける發達實に宏大にして、尙ほ將來三十九歳に至るの間は、開運連續して只管向上の一方とす、但四十二歳までは好運を失はず
○逃莫沈浮榮枯は生者の理數にして、遷轉變改は事物の通性なり、皎々たる十五夜の月は虧け易しく姦々たる三月の花は散り易し、天地に風雲繁くして人生の盛衰亦た頻きり

なるを免ぬがれず、去れば本質三十九歳の隆運を終れば退潮の時を逐ふて岸を去るが如く、四十歳より四十二歳迄三ヶ年間は辛ふして、未の後運生年月中の午の羊乃と合して名残を留むるも、頻死の病者には醫藥効なく、機運變轉し、諸事意の如くならず、屢々災厄出現して過古の榮華を愉快するの已むを得ざるに至る、殊に四十三歳より四十五歳迄申の運に遭遇する爲め、大難必ず湧出し、身命を傷ふの不幸に陥ゆる處あり

○四十三歳壬子の年、大運申の運、則ち辰を起して申子辰の三合水局を結ぶ、茲に偏官旺盛となり、加ふるに壬の干は偏官にして水勢強大を來たし、日干丙を攻撃すること酷だし、殊に子の大歳本人の命たる歲月の午に附隨する羊乃を冲破す、此年第十二月壬子の月に當る壬辰の日、壬午の日、壬申の日の三日は大に注意を倍せざれば多くは命を保ちがたし、若し本人にして善慈陰德を積み、窮民を賑はし、薄命者を救ひ、天に向て延命を乞はど、或は命を保つを得るやも計り難しとするも、五十五歳は又た重ねて來る大危難の年なり

○五十五歳甲子の年、本人年上の庚は甲の天干を尅し、大歳子、俱に午の羊乃を冲破し、日干丙火を尅し盡くすの時なり(前述の諸説を對照)

○以上の諸説を綜合して推考すれば、四十三歳は命の危きこと累卵にも勝り、幸ひにして命數を保持し得たるにせよ、大難は逃がれがたし、從て不具廢疾となるか、資産を蕩盡するか、何れ不慮の災厄を免ぬがれざるが故に、百方自重し積善の功德を以て命を補ふに若かず

四柱推命奧義秘傳錄卷四終

附録

性情論

○木を曲直と曰ひ其味ひ酸しとす、仁を掌とる性に於て、惻隱の心に富み、君子の徳を樂む風ありて、物を施し、民を利し、孤獨を恤み、同情深く、心靜かにして氣高く、容貌清秀にして體軀長く、面色概ね蒼白ろし、故に木盛んなれば仁多しと言て居る、然れども其木あまり強くして盛んに過ぐれば、風に靡かぬため、却て折らるゝの憂ひがある、之れと均しく其性質偏屈にして物に執拗なる道理である、去れば仁心薄くして心に妬意を生ずるに至る

○火を炎上と曰ひ其味ひ苦がしとす、常に禮節を主んじ、辭讓の心に富み、恭敬にして威儀つくりはざるも高大に見え、至て淳朴である、顔赤は面上尖り下巾印堂の所にて窄まり、鼻口を露出す、精神急激である、從て言語も卒急にして氣を廻はすこと速やく、心常に焦らだちて其面色赤青を帯びて居る、座しては則ち膝を搖かし、暫らくも靜止して居ることは出來ない、倘し火熾んに過ぐれば恭敬聰明であるかなれど、特質として輕躁なるを免ぬがれぬ、併かし柔順である、其面色赤からざれば黄なくして瘦せ、腮尖がつて居る、妬心深くして能く始めありとするも、其終りを完ふすることはできない

○金を從革と曰ひ其味ひ辛辣しとす、義を重んじ、惡を羞づる心旺んにして、義に仗りては財を疎んじ勇敢にして豪氣あり、克く廉恥を知るの質である、身體中庸を得て肥滿せず、若

瘦せず、顔方にして色白く、眉高く、眼深く、鼻高くして、耳仰ぎ、音聲清らかにして克く響き剛毅にして果斷がある、然れども金勢熾んに過ぐれば、仁心乏ぼしく貪慾間慾あつて、總てに行届かず、事に莅み右盼左顧、趨起逡巡して決斷力なく、堅吝にして思望多くは夫れが爲めに挫折を生ず

○水を潤下と曰ひ其味ひ鹹とす、智識備はり是非曲直を辨ねて居る、常に謀計多く、奇機に富み文學に聰明である、然れども誦詐多く飄蕩にして力倆なし、離合傾覆掌を反すが如く陰謀を逞ふし惡を好むの癖がある、さなき者は小膽にして智謀なく、風丰瘦小なるが多い
○土を稼穡勾陳と曰ひ其味ひ甘ましとす、能く信義を重んじ、正實にして敦厚、常に至誠にして言行を顧み、好んで神佛を敬ふ、軀軀脊圓くして腰濃く、鼻太く、口方にして眉目清秀、顔面増壁の如く、平かであつて、面色は黄である、小事と雖も侮せらる、大事と雖も怖れず、事を處する常に面密にして度量寛厚である、去れど其勢旺んに過ぐれば愚朴にして物に固執し痴者の様である、然らざれば容色愁ひに沈み、鼻低きく、面偏くして、其聲は重濁である、朴實なるも執拗を免ぬがれない、更に大に過ぐれば孤介にして吝嗇の念強く、人望なし、惡心奥に潛み、邪念常に起りて信用を失なひ、蹉躓を免ぬがれぬ、若し日干弱ければ穩退守義に陥り、心神萎縮して毀譽褒貶に進取の氣象を奪われ、何事もならず、日干強よければ妄誕の言動をなすこと多く、一を得て十と誇り、十を得て百を獲し如く傲慢の鼻を轟かし、萬事成らざることをなしと揚言するは此質である

疾病論

夫れ疾病なる者は、乃ち精神氣血の支配する所にして、各感傷がある、内にあるを臟腑と言ひ外にあるを肢體と云ふ、乃で八字の干支と五行の生尅に因り其傷の重き者を取て、之れを斷定しなければならぬ、五行干支の旺んに過ぎるも亦た弱きに過ぐるも俱に病を免ぬがれないのである

○金は刀刃、刑傷を主とり、水は溺死を主とり、木は縊死、横死、獸難を主とり、火は夜眠、顛倒、蛇傷、火傷を主とり、土は壓死、陷死等を主とる、天干内府に屬する所、詩に曰く、甲は肝、乙は膽、丙は小腸、丁は心臓、戊は胃、己は脾、庚は大腸、辛は肺、壬は膀胱、癸は腎藏、○天干外支に屬する所、甲は頭、乙は頸、丙は厄求、丁は心臓、戊は脇、己は膈、庚は臍、辛は股、壬は踵、癸は足、○子は病氣、丑は吐腹、寅は臂肢、卯は目手、辰は肺胃、巳は面齒、午は心膈、未は脾胸、申は咳疾、酉は肝肺、戌は背肺、亥は頭肝、肝は乃ち腎であつて家の苗である、腎は乃ち肝の主である、腎は眼に通じて居る、膽は魂を藏め、肝は魄を藏め、腎は精を藏め、心は神を藏め、脾は氣を藏む

○本命にして庚辛申酉ある者多くは肝膽の病、則ち驚精、虛怯、癆瘵、嘔血、頭眩、目暈、疾喘、頭風、脚氣、左癱、右瘓、口眼、歪斜、風症、筋骨、疼痛外は、則ち皮膚乾燥、眼疾、頭髮鬚髯、疎少、手を撲ち足を傷ける患ひがある、女子は墮胎をなし血氣調はず、小兒は急慢驚風、夜啼、咳嗽の煩ひがある、筋骨疼痛は蓋し木が金に傷はるゝに原因す

○火命にして水及び亥子地支に旺んなれば小腸神經の患ひがある内は則ち顛陞口心痰痛急緩の驚風禿舌口咽陞潮熱發狂の處れあり外は則ち眼病に罹り明を失ない小腸腎氣痰毒膿血の患ひがある小兒は痘疹癩疥婦人は乾血の患ひがある火は乾燥を主とする質なれば此性の者面食紅赤俗に云ふ火の如き顔色であつて眩暈^{めまい}環催すは多く之れ火尅に遇ふからである

○土命にして木及び寅卯旺相すれば脾胃常に傷はれるの患ひがある内は則ち膈食翻胃氣噎^げ蠱張泄瀉黃腫の處れありて飲食する能はず物を吃するに食を擇ばざれば嘔吐を催ふし脾傷を來す外は則ち左手口腹の病あり皮膚燥澁し小兒は疳病脾傷の患ひあり黄土は素と温を主としり淹滯すること多し顔面黃痿を呈す俗に云ふ土色なり土弱くして木の旺相に遇はば脾傷を免ぬがれず

○金命にして火及び巳午旺する時は大腸肺經の病を受くる處れがある其他咳嗽喘吐腸風痔漏^{ぢり}癩魅失魂勞怯の症亦た内にある外は則ち皮膚枯燥し瘋鼻赤痕癩昔膿血の厄^{わざ}ひがある金弱くして火熾んなる地支に遇ふ者は血疾疑なしと云ふ

○水命にして土及び四季の旺月に遇はば膀胱腎經の病難がある内は則ち遺精白濁盜汗鬼交虛損耳聾傷寒感冒の患ひあり外は則ち齒痛疝氣偏墜腰疼腎氣吐瀉痰痛の患ひあり女子は胎崩流產白滯漏るゝの難がある水は寒を主とする此命の者は顔色赤^{あか}し之れ下元冷ゆるに基く病にして水上に傳はるため自然身を傷ふの理となる (附錄終)

諸君は君無の形眞の理有が物形

諸君は呱々の産聲と共に運命の宣告を受け居るを知らざるか

●新刊書廣告

松本義亮著

貳版 四柱推命奧義秘傳錄 卷一

卷二共二冊

實價金壹圓貳拾五錢

郵税六錢

寬政年間より茲に百年晦難の裡に埋られし立理を著者が數十年の研究に依り闡明し得て古今自他の諸説を綜合し取捨し解説し平易簡明悟諒に便ならしめ古今獨歩と謂ふも敢て過言にあらず而して第一卷斂むる所は十千十二支の作用より命星組織の主要を論じたる推命學の初階段なり

貳版 四柱推命奧義秘傳錄 卷二

卷一共二冊

實價金壹圓貳拾五錢

郵税六錢

錯綜混亂せる命星の質分を解剖し整然區分して諒解に易からしめ父母の解より吉星凶星特種の權能を詳説し四柱編成の實例を掲げ來て參考に資し禍福の據て分るる所以を明瞭ならしめ摩姑^{まこ}を備ふて癢きを搔く如く説述懇切にして餘蘊なく愈斯學の佳境に入る

四柱推命奧義秘傳錄 卷二

卷四共二冊

實價金壹圓貳拾五錢

郵税六錢

著者獨特の手腕は本卷に至りて發揮せられ千支運命星の關係上より及ば

諸君は晴雨計に依て風雨を知り

明治三十八年九月十六日印
 大正元年十二月二十日第九版印刷
 全大正元年十二月二十日第九版印刷
 全大正元年十二月二十日第九版印刷
 全大正元年十二月二十日第九版印刷

各府縣有名ナル書籍店ニ販賣ス

賣捌所

大坂市東區博勢町四丁目
 大坂市東區伏見町四丁目
 京都市日本橋區通一丁目
 京都市三條寺町西へ入
 神戸市元町五丁目
 名古屋市中區本町
 横濱市伊勢崎町

青木嵩山堂
 植木堂
 青木嵩山堂
 山中堂
 吉岡文庫支店
 川瀬文庫支店
 倉田屋書店

著作權
所有

編輯者 松本義亮
 印刷者 黒田良英
 印刷所 黒田明文舎
 全 市北區岩井町一丁目二十八番地

定價 金 貳 圓
 四柱推命 附
 原籍佐賀縣藤津郡七浦村大字音成三百九十五番地
 當時大坂市東區大川町七十番地寄留

知るざるを證實る得し右左を

す利害得失を最も明晰に説破し百種の秘訣并に婦人推考上に於ける諸注意を網羅し無菜乾燥の學理を輕妙の筆致もて記述し覺えず卷を卒はらしむ殊に卷頭推命學者の肖像を掲げて光彩を添ゆ

四柱推命奧義秘傳錄 卷四

卷三共二冊
 實價金壹圓貳拾五錢
 郵税六錢

著者が二十年に渉り自から闡明せし諸々の奧説を掲げ秘訣の悉くを洩らし格上變換の重んずべきを説き推命の鍵鑰も言ふべき大運三年運を詳説し更に理解に便ならしめんかため世上に聳峙する名士社會を驚殺せしめたる兇漢其他著明の人物を捉え來て命運を考證し第一第二第三卷の疑問茲に至り完く氷解して遺憾なからしむ

陰陽曆 對照 千支一覽

全一冊
 實價金壹圓貳拾錢
 郵税六錢

本書は天保元年庚寅の歲より本年丙午の歲迄七十有餘年間の太陽太陰曆を對照し年月日時の干支土用八專等を明細に表記し社會一般の需要に應せんため最も正確に編纂せしもの故に苟も各年度略本曆の必要を認むるの士は其推命學者たるを問はず官吏も公吏も實業家も宜敷一本を座右に備えられれば便宜尠なからざるべし

諸君は天地に四季あるを知て人生の榮枯盛衰を知らざるか

推命書に依て人生の禍福を知るん

終

